

第3期海津市地域福祉計画

平成 30 年 3 月

海 津 市

はじめに

少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や地域でお互いに支え合う機能の低下が進んでいます。また、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の狭間にある課題など、地域の課題は多様化・複雑化の様相を深めています。

このような中、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を維持するためには、市民一人ひとりが地域福祉などの課題に関心を持ち、これらに的確に対応できる体制をつくることが重要です。

本市では、これまで関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政が一体となって、地域の持てる力を強め、活かしながら、助け合い、お互いを認めながら支え合う地域づくりをめざして、各種事業を進めてまいりました。

そこで、平成20年度からの第1期地域福祉計画及び平成25年度からの第2期地域福祉計画では、「支え合い、共に生きるまち かいづ」を基本理念に、自助・共助・公助でつくる共生社会の実現を目指してきました。今回、第2期地域福祉計画の計画期間が終了することから、現計画の内容を検証し、新たに2018（平成30）年度から2022年度までの5ヶ年を期間とする第3期地域福祉計画を策定いたしました。

この計画では、基本方針を、地域での「理解」、地域での「共生」、地域での「安心」とより多くの皆様に理解していただけるようシンプルなものにし、「地域共生社会」の実現を目指します。今後は、地域のさまざまな生活上の課題の解決に向けて、計画に沿った取り組みを積極的に推進してまいりますので、市民の皆様の地域福祉へのご理解と積極的なご参加・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました海津市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等で、貴重なご意見を賜りました多くの皆様に心から感謝申し上げます。



平成30年3月

海津市長 松 永 清 彦

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉計画とは	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の進行管理	5
6. 計画の策定体制	6
7. 関連計画・法律	8

第2章 地域福祉をとりまく現状

1. 人口の推移	9
2. 世帯の状況	11
3. 障がいのある人の状況	14
4. 介護保険要支援・要介護認定者数	15
5. 産業構造の状況	16
6. 地域福祉を支える人・団体等の状況	17

第3章 地域福祉に関する住民等の意向と課題

1. アンケート調査結果	21
2. ヒアリング調査結果	35

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	41
2. 基本方針	42
3. 計画の体系	45

第5章 基本計画

1. 地域での「理解」	47
2. 地域での「共生」	54
3. 地域での「安心」	64

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	77
------------	----

資料編

1. 海津市地域福祉計画策定の経過	79
2. 地域福祉計画策定のための各種委員会設置条例等	81
3. 地域福祉計画策定のための各種委員会委員名簿	87

■第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、少子・高齢化や核家族化、人口減少などの進行により、社会環境が大きく変化しつつあります。ひとり暮らし高齢者・生活困窮世帯の増加、老老介護、引きこもり、高齢者・障がいのある人・子ども等への虐待等多くの課題が山積しています。

国の動向としては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会※」を実現する方針が示されています。具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。また、「生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）」の創設や、成年後見制度の利用促進等、従来の行政サービスでは対応が難しい複合課題に対応できる環境づくりを進めています。

本市においては、平成 25 年 3 月に「第 2 期海津市地域福祉計画」を策定し、基本理念として「支え合い、共に生きるまち かいづ」を掲げ、各種施策・事業を展開してきました。この間、地区ごとに地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます。）が立ち上がるなど、地域住民、福祉関係者、団体、行政等の連携・協働の成果が表れつつあります。また、市役所内にくらしサポートセンターを開設し、生活困窮者への相談はもとより、積極的なアウトリーチにより、地域での相談活動を活性化させています。

このような地域福祉に関する事業の進捗状況の把握や、アンケート調査及び団体等のヒアリングの実施を通じて、地域の現状を踏まえた上で、更新時期を迎えた「第 2 期海津市地域福祉計画」を見直し、平成 30 年度を始期とする「第 3 期海津市地域福祉計画」を策定します。

※地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

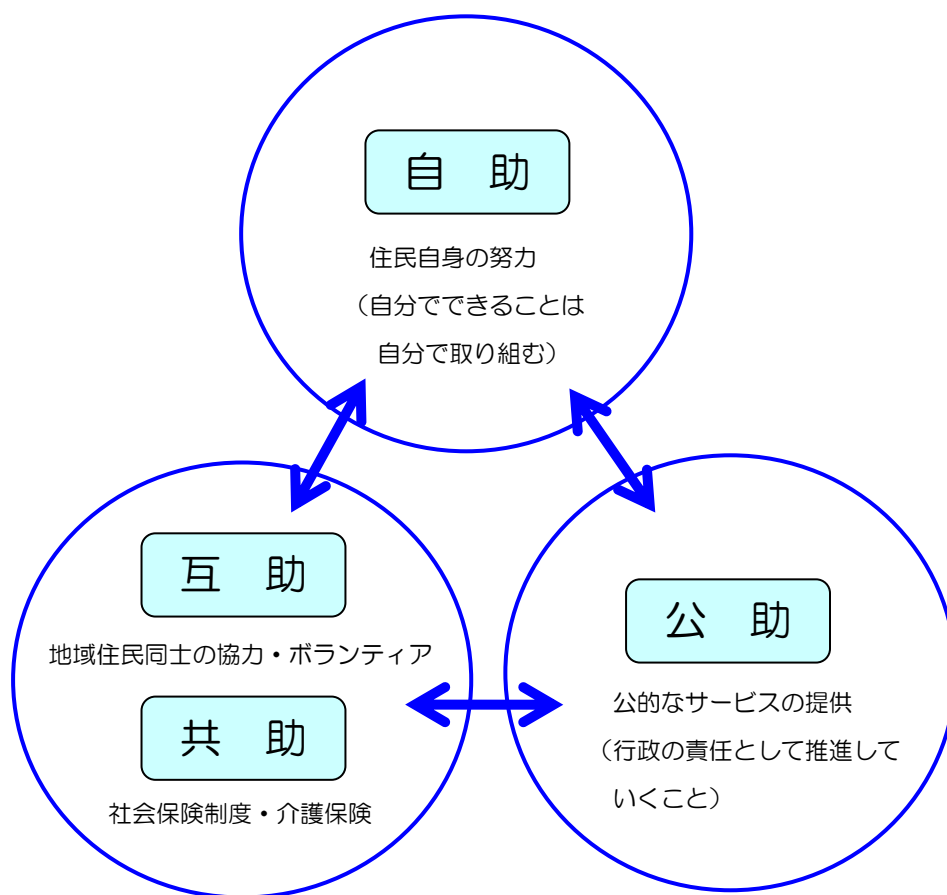
2. 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、住民等の参加を得て、地域の様々な生活上の課題の解決に向けて、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。

地域福祉は、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「互助」、社会保険制度等の「共助」、行政による「公助」のそれぞれが役割を分担し、互いに力を合わせる関係をつくることではじめて実現することができます。

国の地域包括ケアシステムの説明にある「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4区分の考え方を踏まえて、本市では、「互助」、「共助」は住民が互いに支え合うという共通点があることから、一体的なものと考え「互助・共助」という表記をしています。

【自助・「互助・共助」・公助の位置づけ】



3. 計画の位置づけ

(1) 本計画の根拠

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

また、地域福祉の推進のため、海津市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）が策定する「海津市地域福祉活動計画」との整合を図ることとします。

■根拠法令・計画の性格

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法（根拠）	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間の活動・行動計画
計画の策定主体	住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や各種団体が主体的に策定 （市町村社会福祉協議会）

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

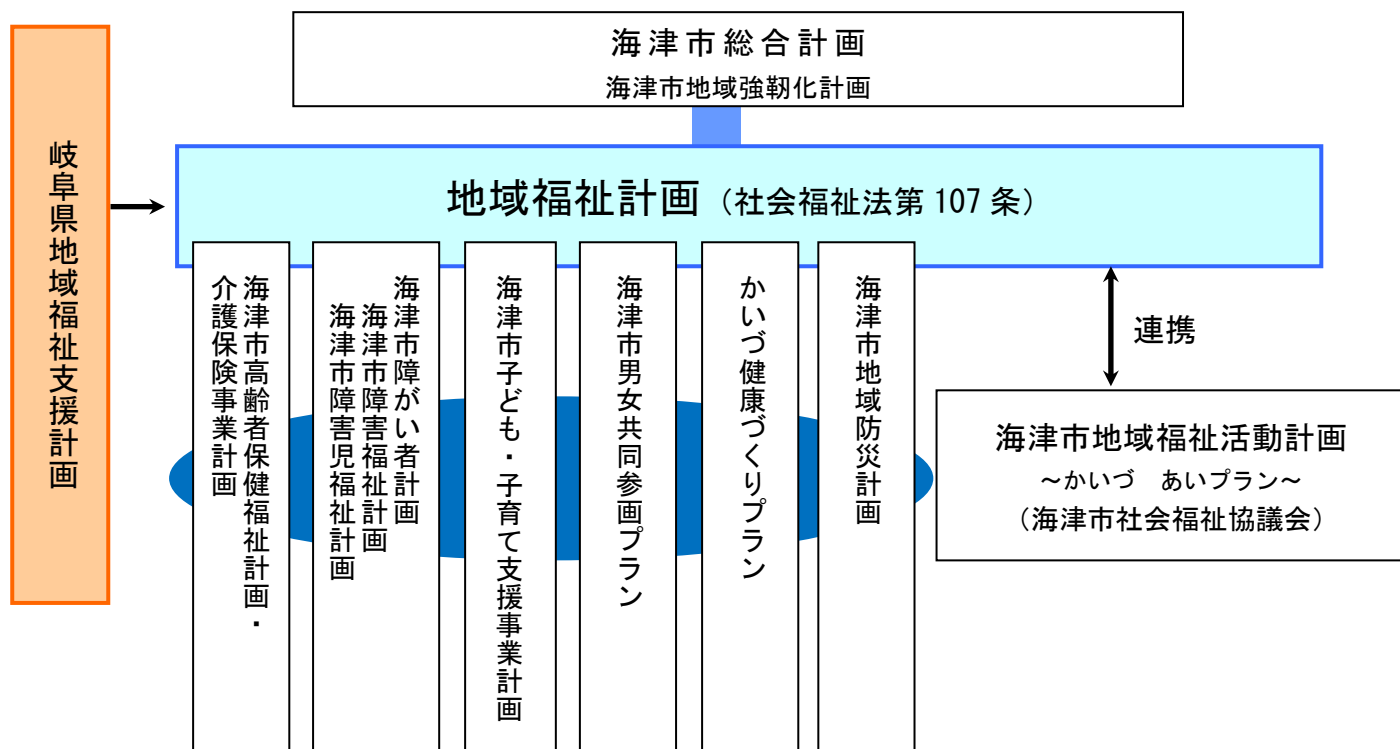
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、海津市総合計画及び海津市地域強靱化計画を上位計画とし、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもから高齢者、障がいのある人・ない人も、すべての人々を対象として、地域課題等を解決していくための取り組みを示すものとして位置づけます。また、市社協が策定する「第3次海津市地域福祉活動計画（第3次かいづ あいプラン）」と相互に連携した計画とします。

【地域福祉計画の位置づけ】



4. 計画の期間

本計画は、2018（平成30）年度を初年度とし、2022年度を最終年次とする5年間の計画とします。なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合に、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

■計画期間

平成 25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
第2期地域福祉計画									
見直し					第3期地域福祉計画				

5. 計画の進行管理

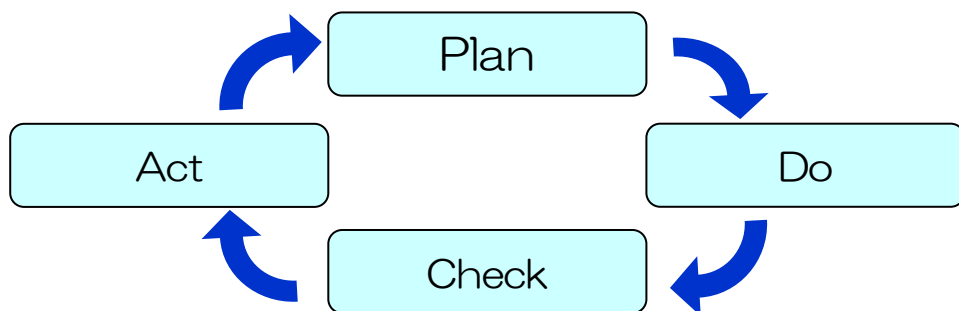
本計画を総合的に推進していくため、住民、ボランティア、NPO法人、事業者、市社協、行政機関等、地域福祉推進の協働者からなる「地域福祉計画推進委員会」を設置しています。

「地域福祉計画推進委員会」は、各施策の実施主体等を具体化させ、各事業の実施状況と達成状況を把握しながら、全体的な進行管理を行います。進行状況についてはできる限り公表し、住民の意見を反映していきます。また、行政の内部組織として委員会を設置し、計画に基づく事業の進捗状況を確認します。

さらに、住民参加の視点から、数値等では計ることのできない利用者の立場で福祉サービス等の適切な評価が行えるよう、必要に応じて住民参加による評価委員会を設置し、住民の声を反映する検証の推進を図ります。

今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等、市を取り巻く環境変化等に適切かつ迅速に、さらには柔軟に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施等も視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。

■計画の進行管理

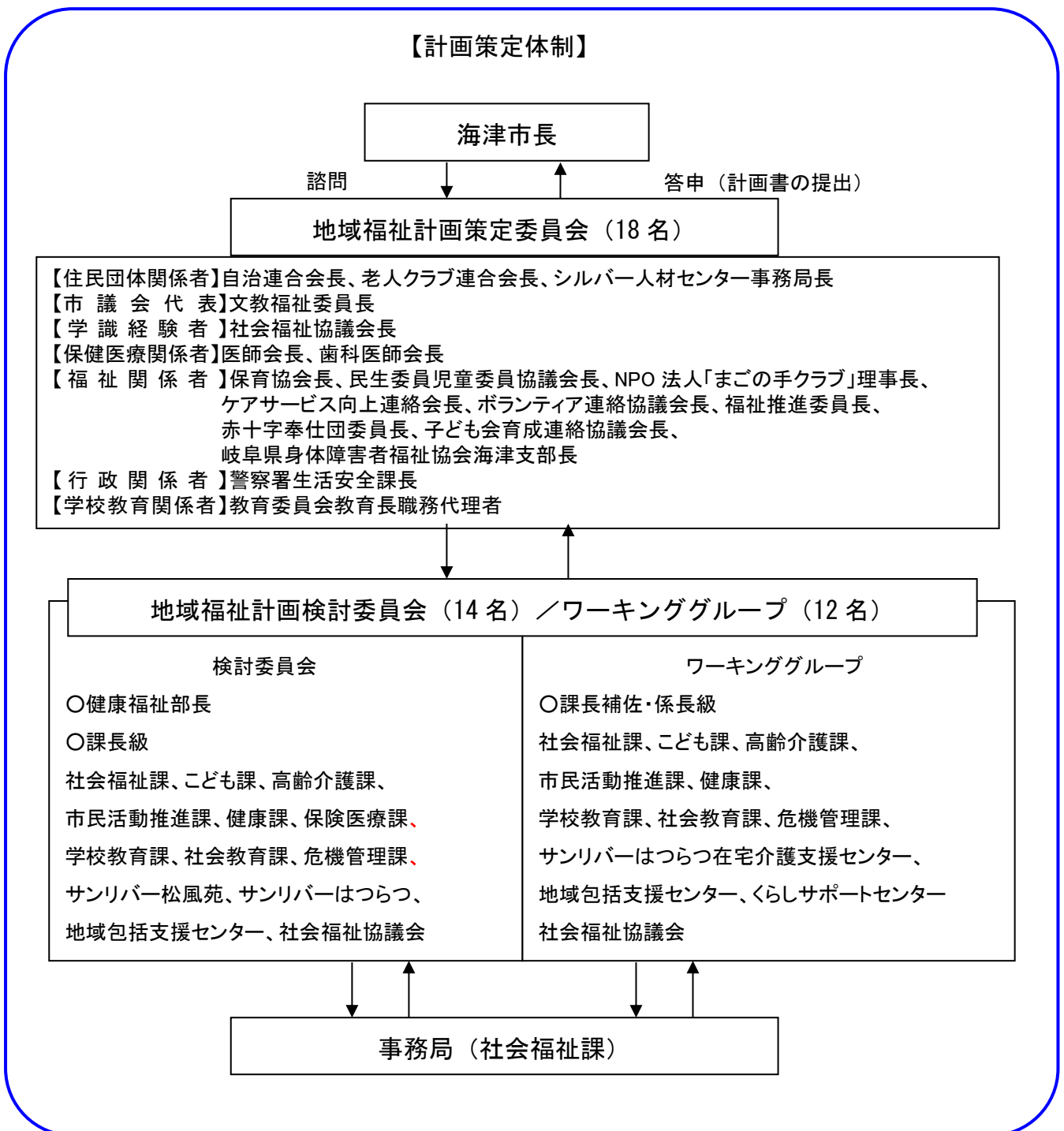


計画（Plan）	地域福祉計画の策定（目標設定）
実行（Do）	計画に基づき施策・事業の実行
評価（Check）	海津市による調査・分析、委員会への報告
改善（Act）	委員会の意見等に基づき、計画の目標、活動等を見直し実施

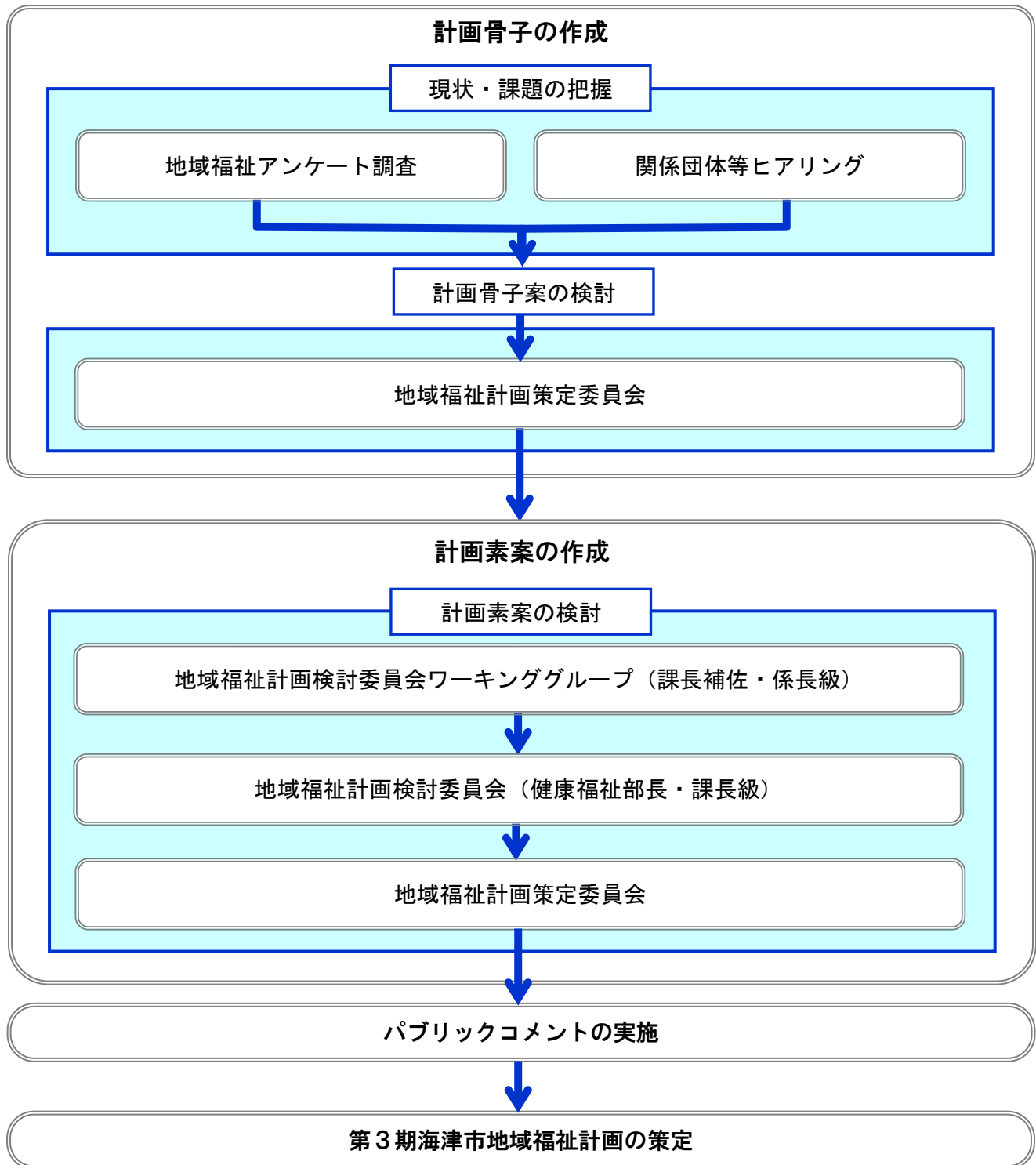
6. 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会の代表等各種団体・機関、福祉関係者、学識経験者等で構成する「海津市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行います。



■ 計画策定の流れ



7. 関連計画・法律

(1) 本市の上位計画・関連計画

- ・「海津市第2次総合計画」(平成29年度～平成38年度)

将来像:「水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津」

人々が水と緑といった美しく潤いのある自然環境の中で安心して働き、今まで築き上げてきた教育、歴史、文化のもとで次の時代を担う子どもたちを安心して育てるとともに、産業振興による地域の活性化を図り、全ての人々が手を取り合い取り組む(輪でつながる)まちづくりを目指すため、新たな将来像を、「水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津」とします。

- ・「海津市地域強靱化計画」(2018(平成30)年度～2022年度)
- ・「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」
(2018(平成30)年度～2020年度)
- ・「第3期海津市障がい者計画」(平成29年度～平成33年度)
- ・「海津市障害福祉計画(第5期)・海津市障害児福祉計画(第1期)」
(2018(平成30)年度～2020年度)
- ・「海津市子ども・子育て支援事業計画」
(平成27年度～平成31年度)
- ・「かいづ健康づくりプラン」(2018(平成30)年度～2024年度)
- ・海津市地域防災計画
- ・第2次海津市男女共同参画プラン(平成29年度～平成33年度)

(2) 国の関連計画

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)
厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置(平成29年7月15日)
地域共生社会の実現を目指す。

(3) 県の関連計画

- ・第3期岐阜県地域福祉支援計画(平成26年度～平成30年度)

(4) 関連する法律

- ・「生活困窮者自立支援法」(平成27年4月施行)
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他支援を行うための所要の措置を講ずる。
- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)」
成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る。

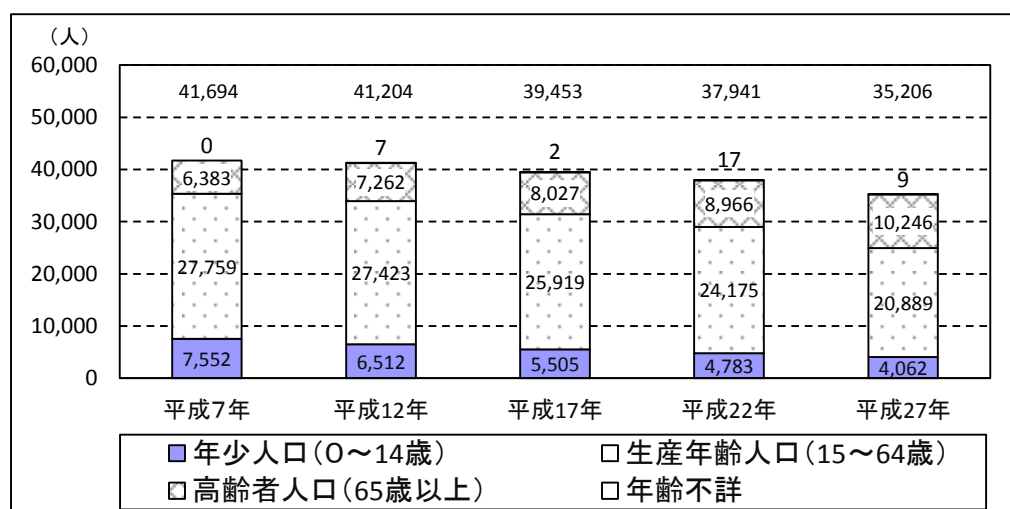
■第2章 地域福祉をとりまく現状

1 人口の推移

(1) 人口の推移

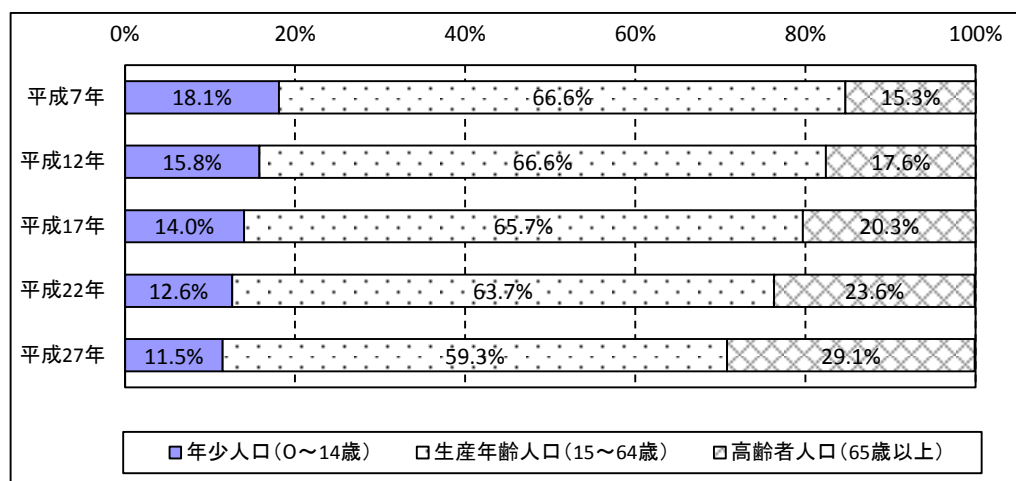
本市における総人口は、国勢調査によると平成7年の41,694人から平成27年には35,206人へと減少しています。年齢3区分でみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成27年には29.1%と約3人に1人が高齢者であり、本市においても少子高齢化が進行している状況がみられます。（住民基本台帳の平成29年9月末日の実績では、高齢化率はすでに30%を超えています。）

図：人口の推移



資料：国勢調査（平成12年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

図：年齢3区分別人口比率の推移



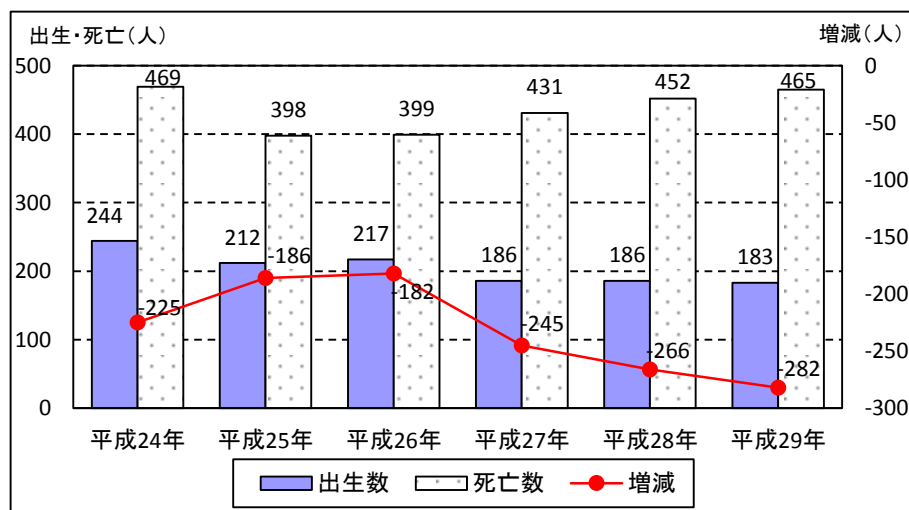
資料：国勢調査（平成12年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

（２）人口動態の推移

出生数と死亡数による自然動態の増減を平成24年以降でみると、いずれの年においても死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、平成26年は180人程度、平成29年には280人程度の開きがみられます。

また、転入と転出による社会動態の増減を平成24年以降でみると、転出が転入を上回る社会減が続いています。

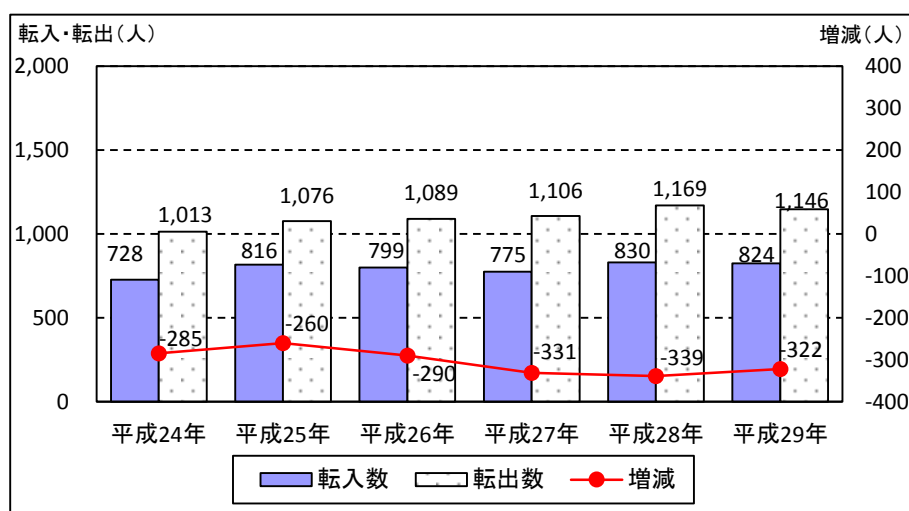
図：自然動態の推移



資料：岐阜県人口動態調査

（平成24.25年は各年前年4.1～3.31、平成26～29年度 各年前年1.1～12.31）

図：社会動態の推移



資料：岐阜県人口動態調査

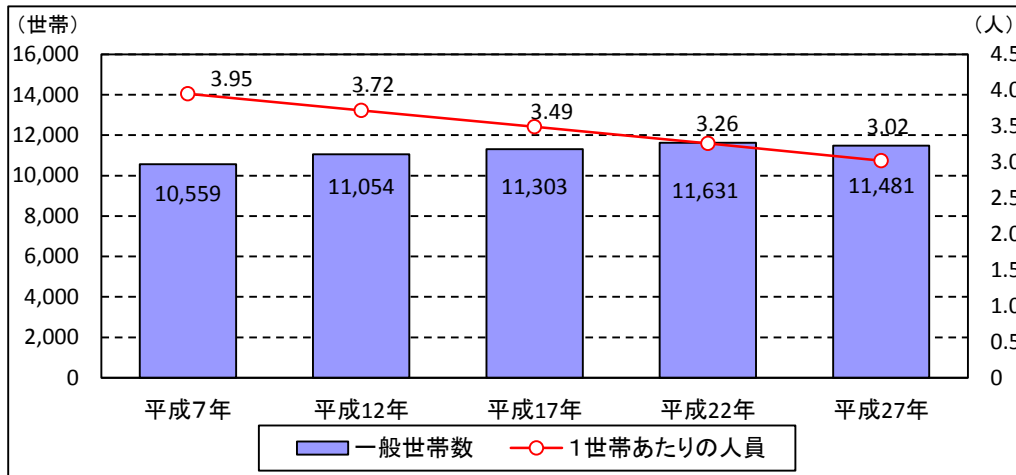
（平成24.25年は各年前年4.1～3.31、平成26～29年度 各年前年1.1～12.31）

2 世帯の状況

(1) 世帯数と平均世帯人員の推移

本市における世帯数は、国勢調査によると平成7年の10,559世帯から平成27年には11,481世帯へと増加しています。しかし、1世帯あたりの平均人員は減少傾向にあり、核家族化や少子化の傾向がうかがえます。

図：世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査（平成12年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

(2) 高齢者世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢者のいる世帯が増加傾向にあり、平成27年には6,550世帯と全世帯の約5割を占めています。また、高齢者単身世帯も増加傾向がみられ、高齢者世帯の約1割を占めています。

表：高齢者世帯の推移

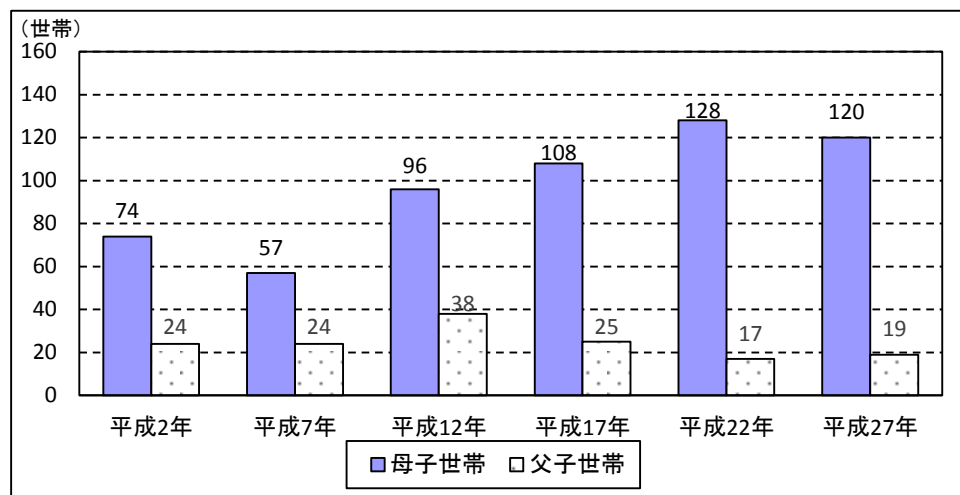
	一般世帯数合計(世帯)	一般世帯数合計(世帯)			
		高齢者のいる世帯		高齢者単身世帯	
		世帯数(世帯)	構成比(%)	世帯数(世帯)	構成比(%)
平成7年	10,559	4,475	42.4	250	5.6
平成12年	11,054	4,951	44.7	331	6.7
平成17年	11,303	5,332	47.1	466	8.7
平成22年	11,631	5,911	50.8	668	11.3
平成27年	11,481	6,550	57.1	850	13.0

資料：国勢調査（平成12年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

(3) ひとり親世帯

平成27年の国勢調査によると、本市におけるひとり親世帯数は139世帯であり、総世帯における割合は1.2%となっています。その内、母子世帯が120世帯、父子世帯が19世帯となっています。

図：ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査（平成12年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

（４）生活保護の状況

平成29年4月1日現在、生活保護の被保護人員は97人、保護世帯数は85世帯となっています。生活保護の世帯類別の割合は、高齢者世帯が47世帯、傷（障）病世帯が33世帯の順となっており、保護率は2.73‰となっています。

表：生活保護の被保護人員と世帯数の推移（各年4月1日現在）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
保護人員(人)	89	92	84	91	99	97
保護世帯数(世帯)	72	76	73	78	86	85

資料：社会福祉課

表：生活保護の世帯類別の割合（各年4月1日現在）(世帯)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
高齢者世帯	39	46	45	48	50	47
傷(障)病世帯	25	24	25	25	32	33
母子世帯	1	1	0	0	0	0
その他の世帯	7	5	3	5	4	5

資料：社会福祉課

表：保護率（各年4月1日現在）(‰)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
海津市	2.33	2.44	2.26	2.48	2.79	2.73

資料：社会福祉課

3 障がいのある人の状況

(1) 各障がい者手帳所持者数

平成29年3月末現在、身体障がい者は1,638人、知的障がい者は310人、精神障がい者は249人となっています。

表：身体障がいの程度別人数

(人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	13	4	3	1	1	0	22
18歳以上	465	241	345	368	107	90	1,616
計	478	245	348	369	108	90	1,638

資料：社会福祉課

表：知的障がいの程度別人数

(人)

	A	A1	A2	B1	B2	計
18歳未満	0	10	12	10	39	71
18歳以上～65歳未満	5	40	33	73	61	212
65歳以上	13	2	2	8	2	27
計	18	52	47	91	102	310

資料：社会福祉課

表：精神障がいの程度別人数

(人)

	1級	2級	3級	計
18歳未満	0	0	0	0
18歳以上～65歳未満	27	135	22	184
65歳以上	30	34	1	65
計	57	169	23	249

資料：社会福祉課

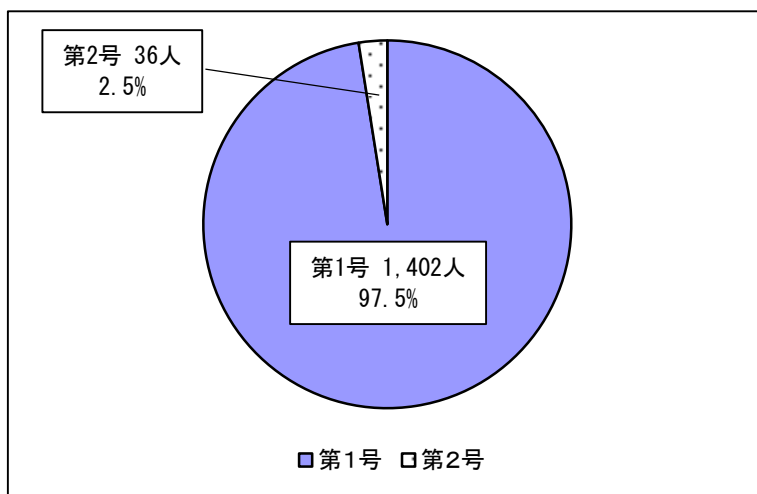
4 介護保険要支援・要介護認定者数

(1) 要支援・要介護認定者数の状況

平成29年4月1日現在、要介護認定者（要介護1～要介護5）のうち第1号被保険者（65歳以上）は1,402人、第2号被保険者（40～64歳）は36人となっています。

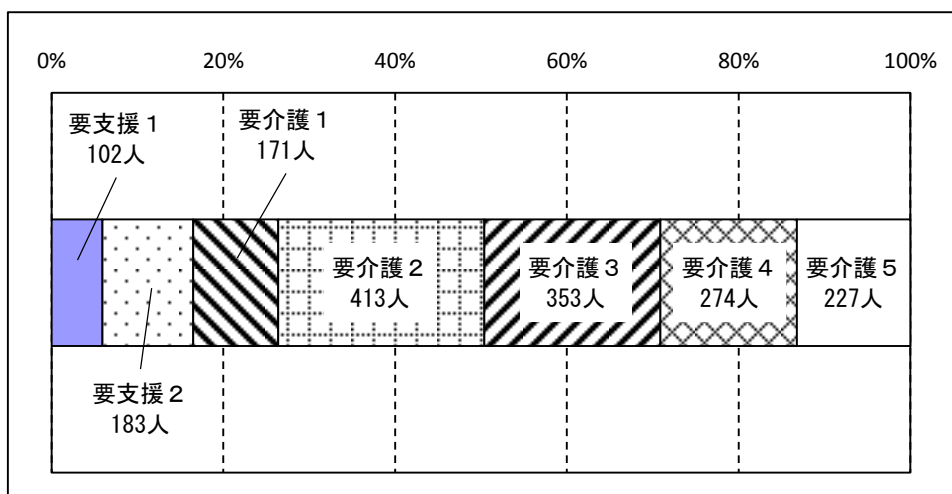
また、要介護度別割合では、要支援・要介護認定者数（1,723人）のうち、要介護3から要介護5の割合が約半数を占めています。介護保険事業状況報告（平成29年3月分現在）によると、居宅介護（介護予防）サービスの利用者は、要支援認定者164人、要介護認定者873人、合計1,037人となっています。

図：被保険者の割合



資料：高齢介護課

図：要介護度別割合

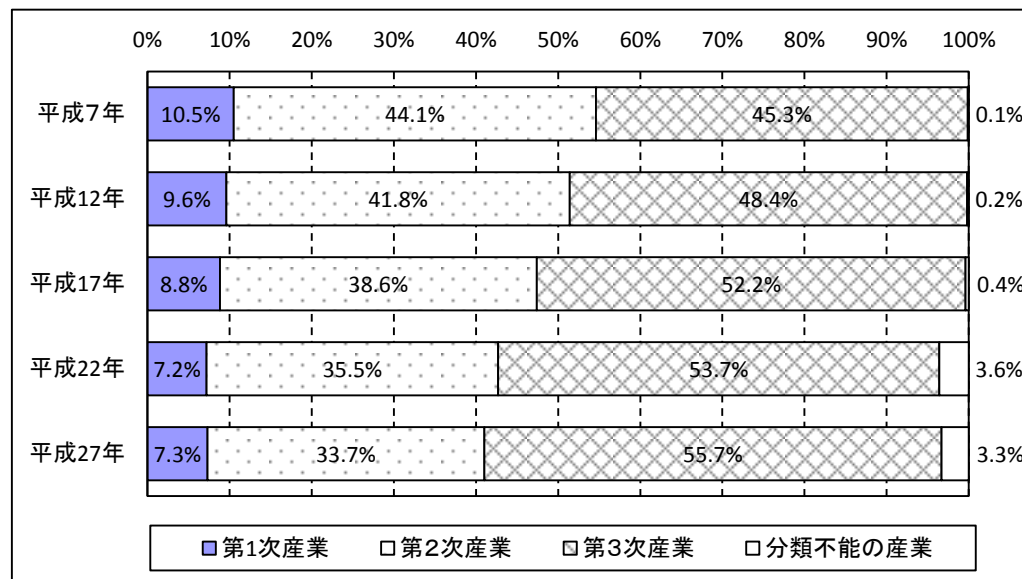


資料：高齢介護課

5 産業構造の状況

国勢調査による本市の産業構造の推移をみると、第1次産業と第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあります。

図：産業別就業者数の推移



資料：国勢調査（平成12年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

6 地域福祉を支える人・団体等の状況

表：海津市の地域福祉を支える人・団体等（平成29年9月末現在）

人・団体等	総数	海津地区	平田地区	南濃地区
民生委員・児童委員	75	27	17	31
福祉推進委員	221	91	32	98
ボランティア登録団体数※1	95	32	16	45
ボランティア個人登録数	223	88	58	59
NPO法人等市民活動団体	5	1	3	1
区・自治会	175	91	32	52
地区老人クラブ	56	19	17	20
社会福祉協議会※2	1	(1)	(1)	1
地区社会福祉協議会	10	5	2	3

※1 市外1団体(18人)含む

※2 ()内支所

表：上記の人・団体等の主な活動内容

人・団体等	主な活動内容
民生委員・児童委員	相談・見守り・支援活動
福祉推進委員	見守り・支援活動
ボランティア(団体)	情報提供・福祉サービスの提供
ボランティア(個人)	情報提供・福祉サービスの提供
NPO法人等市民活動団体	生活支援・地域活動支援・福祉サービスの提供
区・自治会	自治組織相互の連絡調整・住民福祉の向上・市政への協力
地区老人クラブ	社会奉仕・健康増進活動
社会福祉協議会	地域福祉事業・相談事業・小地域福祉活動
地区社会福祉協議会	地域福祉活動

表：海津市内のNPO法人（平成29年4月1日現在）

名称	認証年月	分類
セーフティサポートコミュニティ平田	平成14年3月	地域安全活動
アクアフィールド長良	平成16年4月	学術、文化又はスポーツの振興を図る活動
まごの手クラブ	平成16年12月	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
ゆうゆうアテンダント	平成19年3月	障がい者の自立と生きがい等を高め福祉活動の増進を図る活動
良縁の会ひまわり	平成20年3月	未婚者や再婚希望者に対して結婚相手の紹介及び相談、イベントの開催を行う

表：海津市市民活動ボランティアセンター登録団体（平成29年9月末日現在）

団体名	主な活動内容	人数
海津市赤十字奉仕団	食事サービス(調理)	89
高須喫茶ボランティア	高齢者施設の喫茶ボラ	3
海津市食生活改善協議会	食事サービス(調理)	97
田代会	レクリエーション活動	16
ひなたぼっこ	本の読み聞かせ	9
海津陶芸クラブ	食事サービス(調理)	12
わかば	食事サービス(配食)	22
さくらんぼ	食事サービス(調理)	14
AN	食事サービス(調理)	12
海津救急支援ボランティアチーム	救命講習の指導	8
ゆう・優	食事サービス(調理)	7
南濃地区民生委員児童委員協議会	地域見守り活動	31
志津新田ふれあいサロン	サロン活動	9
南濃おもちゃの図書館とろーる	おもちゃ図書館	4
エッセンス	視覚障がい者支援	4
いきいきサロン・みどり	サロン活動	9
すみれ会	車いす介助・シート交換	4
南濃町手話サークル	手話学習・障がい者支援	34
レッツゴー	食事サービス(配食)	10
くるま座	車いすの点検・清掃	20
みどり	食事サービス(調理)	14
みかん倶楽部	車いす介助・シート交換	10
ほほえみクラブ	おやつ作り	20
やまびこ	市報の音訳	9
手話サークル ゆかいな仲間たち	手話学習・障がい者支援	8
おっはーサロン	サロン活動	6
くぬぎの会	不登校・引きこもり防止	24
海津市福祉推進委員会	高齢者見守り活動	221
ガーデナー倶楽部	木曽三川公園管理維持	31
平田地区民生委員児童委員協議会	地域見守り活動	17
海津地区民生委員児童委員協議会	地域見守り活動	27
らくらくサロン	サロン活動	6
セーフティサポートコミュニティ平田	災害救援・地域安全活動	37
ほうれんそう	本の読み聞かせ	9
みのサイエンスボランティア会	工作教室	5
平田青年クラブ	防犯啓発活動	28
南濃一座	レクリエーション活動	11
志津ふれあいサロン	サロン活動	4
アジア障害者の会	発展途上国支援	1
ブックスタートボランティア	本の読み聞かせ	15
海津市更生保護女性会	地域犯罪防止活動	94
南濃北部地区防犯パトロール隊	防犯パトロール	14
奥条地区城山小スクールボランティア	児童の登下校見守り	16
海津市レクリエーション協会	レクリエーション活動	65

表：海津市市民活動ボランティアセンター登録団体（平成 29 年 9 月末日現在）

団体名	主な活動内容	人数
海津健康太極拳クラブ	健康太極拳	44
わわわ広場	子育て支援講座	8
わんぱくごっこ	清掃活動	27
ゆうゆうアテンダント	障がい児支援	11
養老鉄道を守る会“かいづ”	養老線存続活動	400
ポピーコミュニティ	不用品リユース活動	9
絵本読み語りの会	本の読み聞かせ	15
たっち	子育て支援	11
住み良い地域づくりを考える会	地域見守り活動	7
寺を守る会	本堂の清掃	10
サロン山崎	サロン活動	16
真宗大谷派 大垣教務所	施設訪問活動	20
木曽三川千本松原に集う会	工作や遊びのイベント	22
なごみ	ギター演奏	4
わたげ	犯罪防止活動	3
リサイクルの環	野菜の提供	57
海津工匠組合	家具転倒防止金具の取り付け	16
かいづ国際交流の会	日本語教室（在住外国人対象）	18
海津ギター同好会	ギター演奏	17
海津青年クラブ	地域啓発活動	6
海津明るい社会づくり運動協議会	地域啓発活動	40
下多度地区社会福祉協議会	地域啓発活動	13
踊リッチかいづ	レクリエーション活動	35
ボランティア山友	清掃活動	16
フォークダンスパブリカ	レクリエーション活動	16
いきいきサロンにこにこ会	サロン活動	8
海津市フライングディスク協会	障がい者スポーツの普及	8
高齢者サポートネットワーク海津	高齢者支援	8
木曽三川千本松原を愛する会	環境保全活動	15
特定非営利活動法人 まごの手クラブ	生活サポート	36
大和田ネットワーク	地域の見守り活動	6
スマイルトランポリン	障がい児支援	39
松山グリーンハイツ自主防災応援隊	地域の見守り活動	7
海津市防災士会	災害救援・地域安全活動	41
絵本であそぼっ!!実行委員会	読み聞かせ中心の公演、普及活動	21
海津市ハリオ保存会	ハリオ保存活動	11
かいづ介護予防リーダーの会	介護予防教室	17

非公開団体 13 団体

合計95団体	2,919
--------	-------

資料：市社協

■第3章 地域福祉に関する住民等の意向と課題

1. アンケート調査結果

(1) 調査目的

本調査は、「第2期海津市地域福祉計画」（平成24年度策定）の更新時期を迎え、計画を見直し、進めていくために必要な基礎資料を作成することを目的とします。

(2) 調査の実施概要

調査対象	18歳以上の市民
対象者数	2,000人
調査方法	アンケート調査 郵送による配布・回収
抽出方法	無作為抽出
調査時期	平成29年7月20日（木）～8月7日（月）

(3) 回収結果

配布数	2,000件
回収数	660件
回収率	33.0%

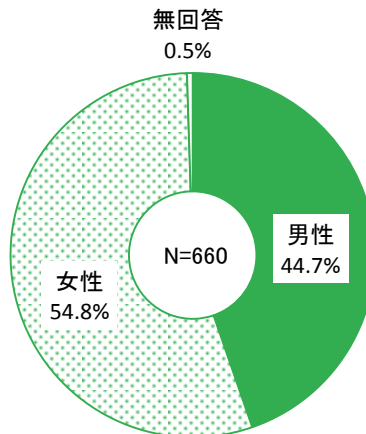
(4) 報告書の見方

- ① 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。
そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。
- ② 回収率（%）は、その質問の回答者数を母数として算出しました。
- ③ 基数となるべき実数は、Nとして掲載しました。比率は、このNを100%として算出しています。
- ④ 複数回答が可能な質問では、比率算出の基数は回答者数（票数）とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は100%を超える場合もあります。
- ⑤ 本報告書の表の見出し及び文章中での回答選択肢の表現は、趣旨が変わらない程度に簡略化して掲載している場合があります。

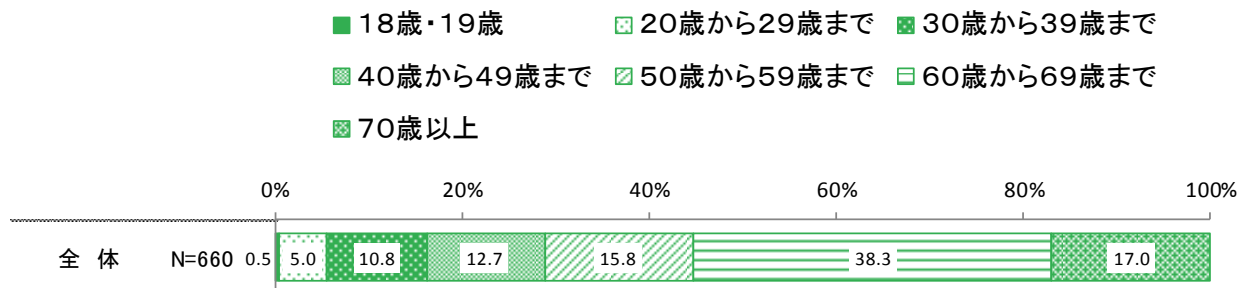
(5) アンケート調査結果のまとめ

①あなた自身について

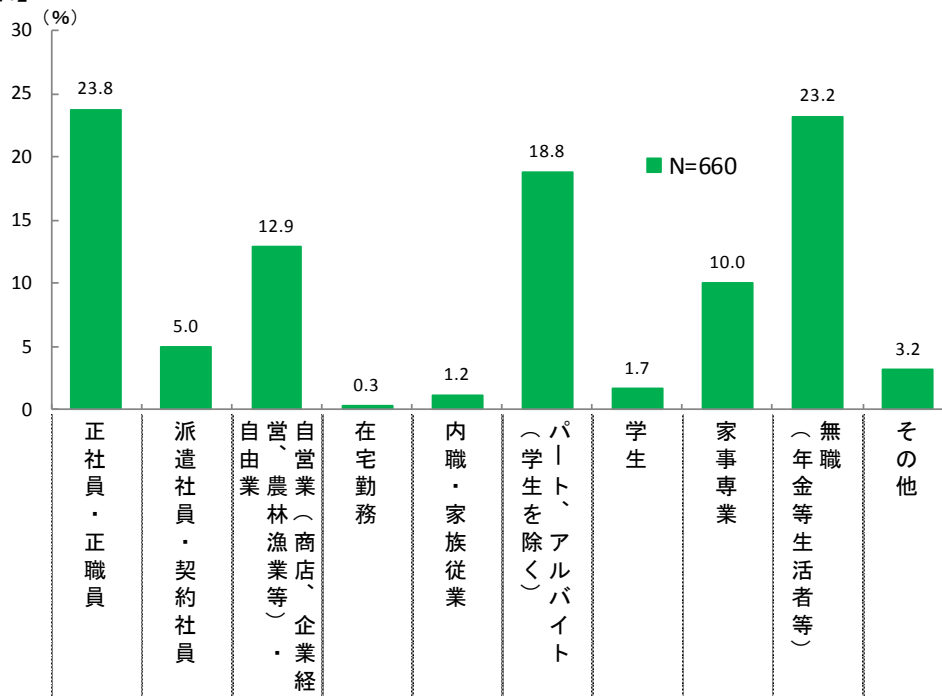
【性別】



【年齢】



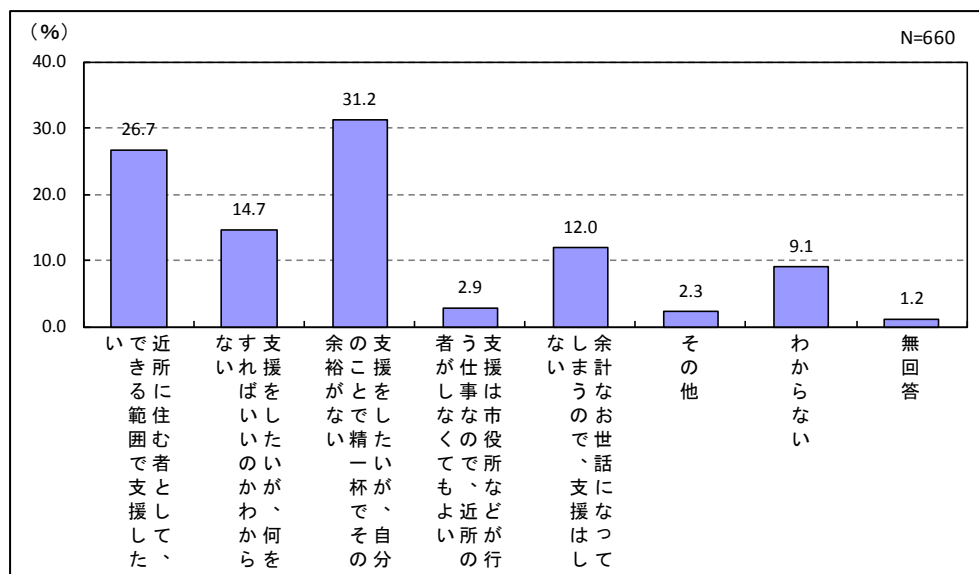
【職業】



- 性別は男性が 44.7%、女性が 54.8%とやや女性が多くなっています。
- 年齢は 60 歳代が最も多く、次いで 70 歳以上、50 歳代の順となっています。
- 職業は「正社員・正職員」、「無職（年金等生活者等）」、「パート、アルバイト（学生を除く）」がそれぞれ約 2 割を占めています。

②地域との関わりについて

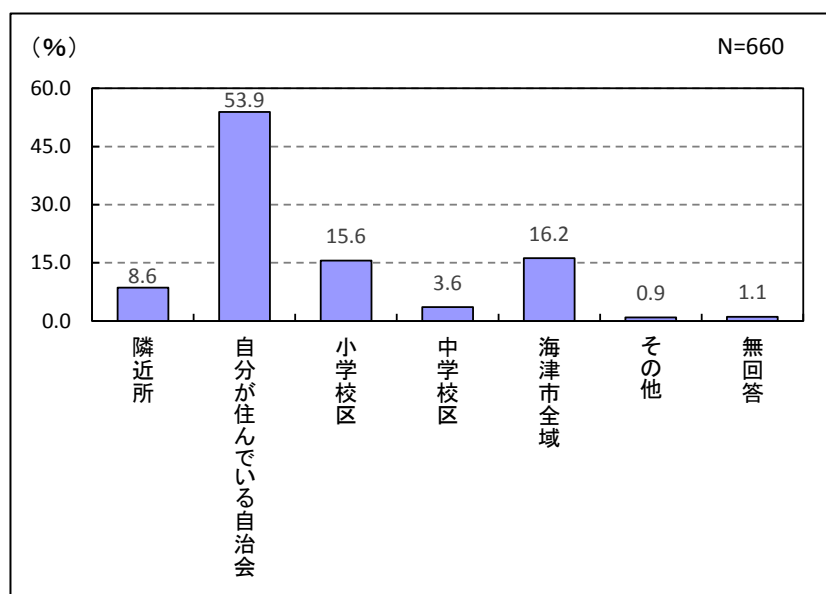
【近所に住んでいる何らかの支援を必要としている人への支援】



- 近所の支援を必要としている人への支援については、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が最も多く、31.2%となっています。次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が26.7%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が14.7%、「余計なお世話になってしまうので、支援はしない」が12.0%の順となっています。

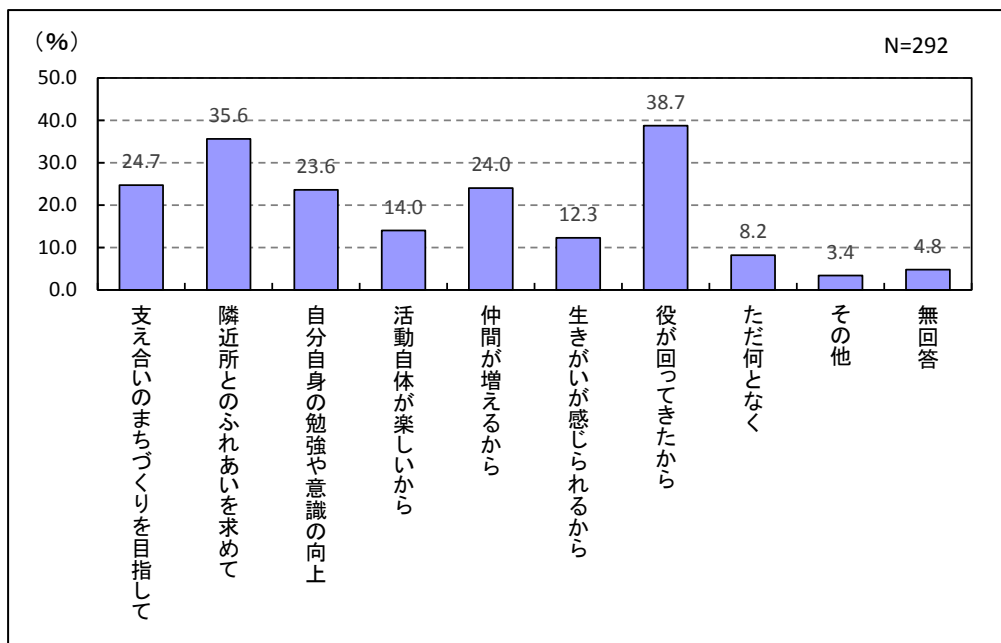
③地域組織等への参加・活動状況について

【「地域」の範囲】



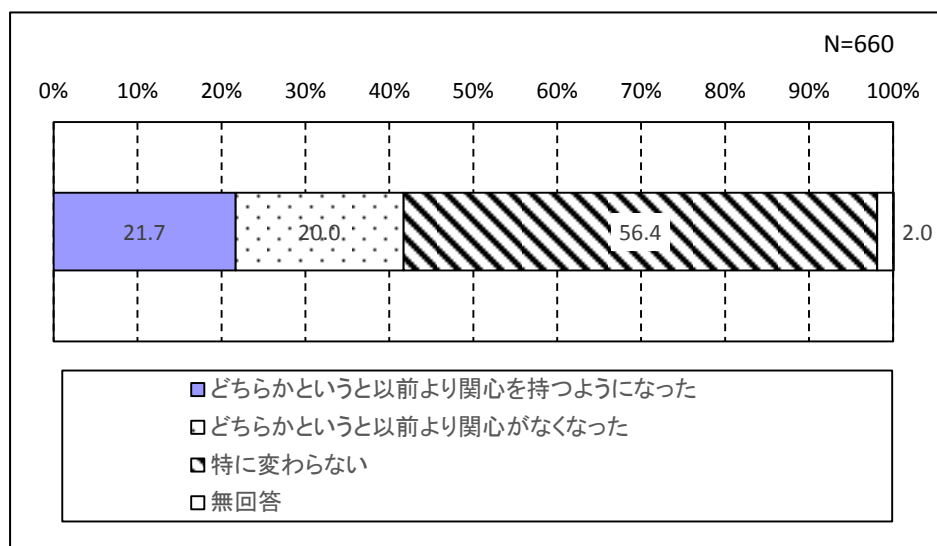
- 「地域」の範囲については、「自分が住んでいる自治会」が53.9%と半数を占めています。

【活動の目的】（3つまで回答可）



- どのような目的で活動しているかについては、「役が回ってきたから」が最も多く、38.7%となっています。次いで「隣近所とのふれあいを求めて」が 35.6%、「支え合いのまちづくりを目指して」が 24.7%、「仲間が増えるから」が 24.0%、「自分自身の勉強や意識の向上」が 23.6%の順となっています。

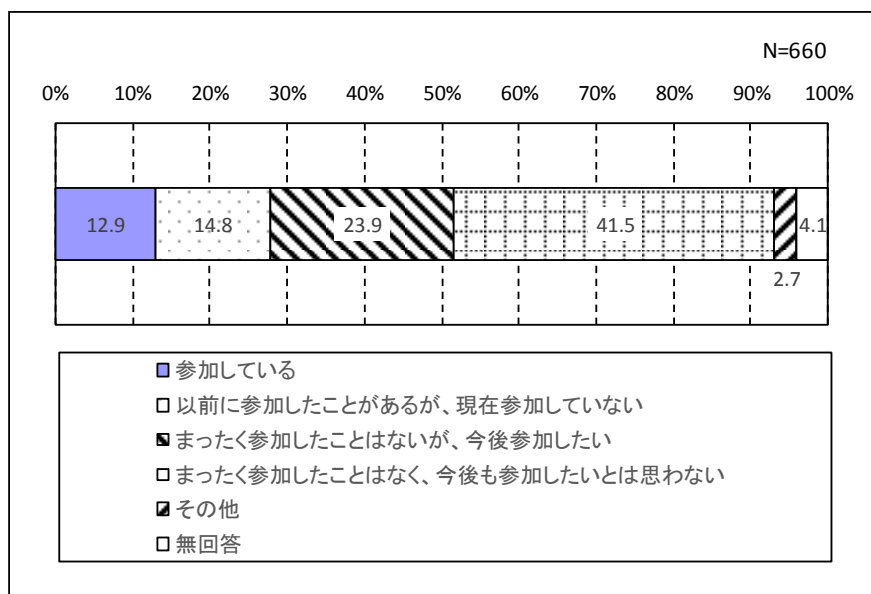
【地域の行事や活動について 5 年前と比べての関心の変化】



- 行事や活動についての関心が、5年前と比べてどのように変化したかについては、「特に変わらない」が最も多く、56.4%となっています。次いで「どちらかという以前より関心を持つようになった」が 21.7%、「どちらかという以前より関心がなくなった」が 20.0%の順となっています。

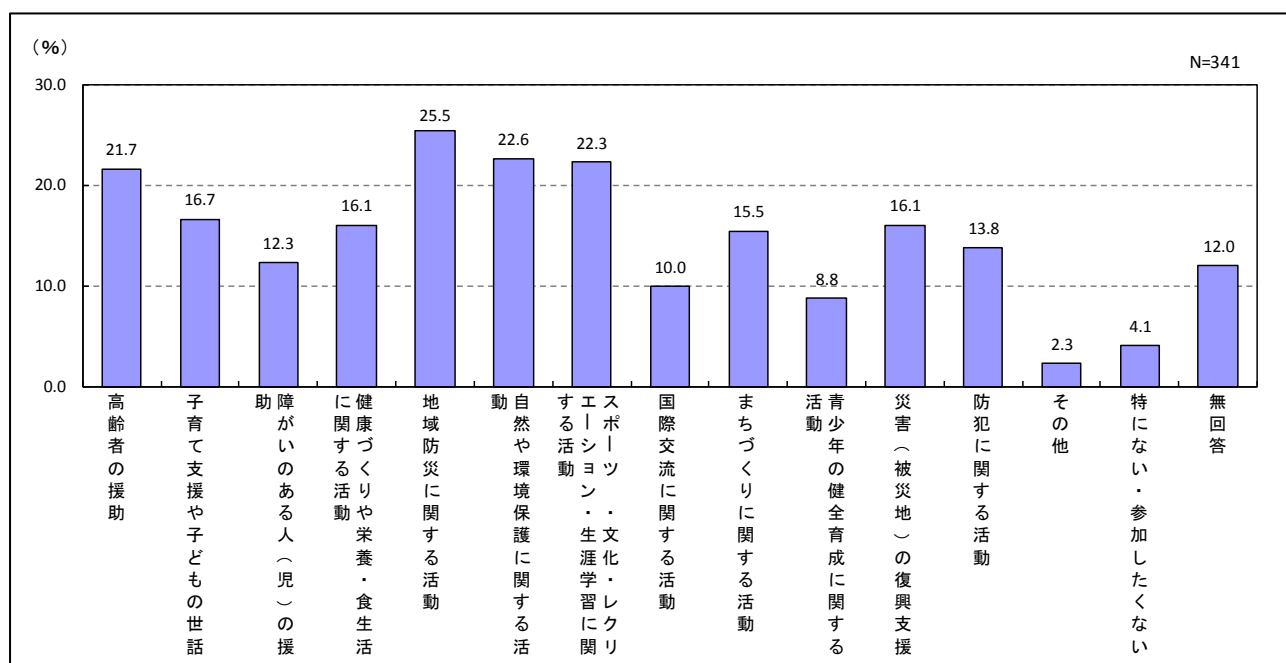
④ ボランティア活動について

【ボランティア活動への参加】



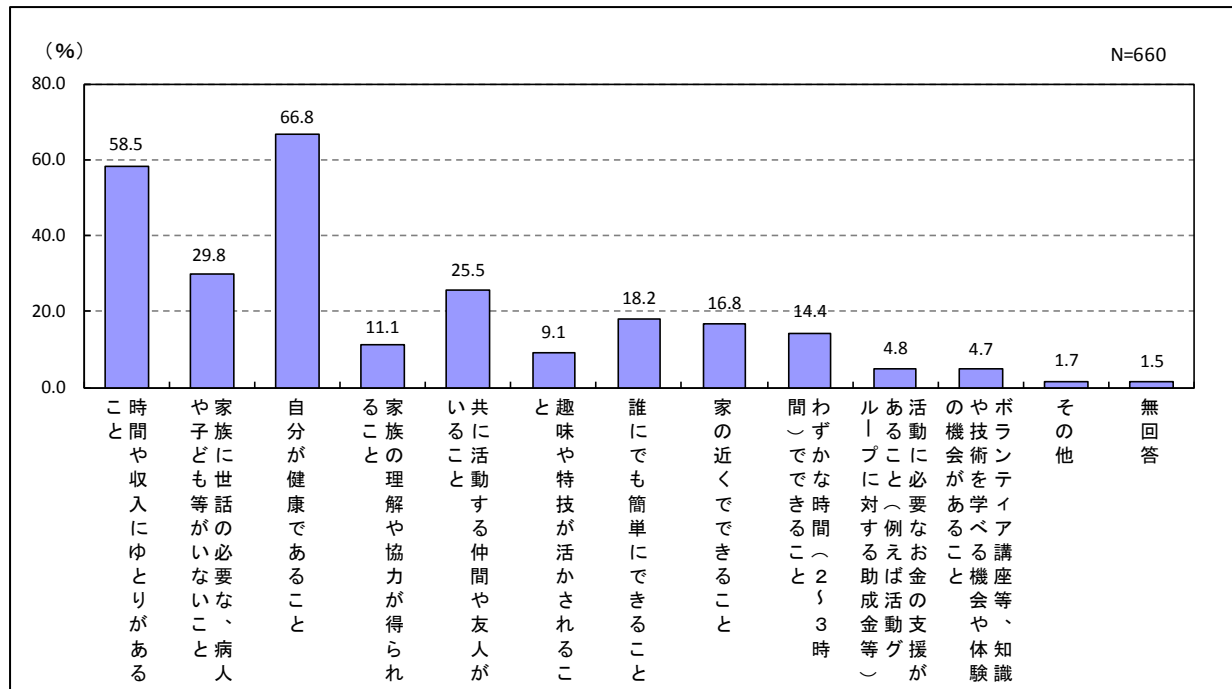
- ボランティア活動に参加しているかについては、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が最も多く、41.5%となっています。次いで「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が23.9%、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が14.8%、「参加している」が12.9%の順となっています。

【今後参加したいボランティア活動】（あてはまるものすべて回答可）



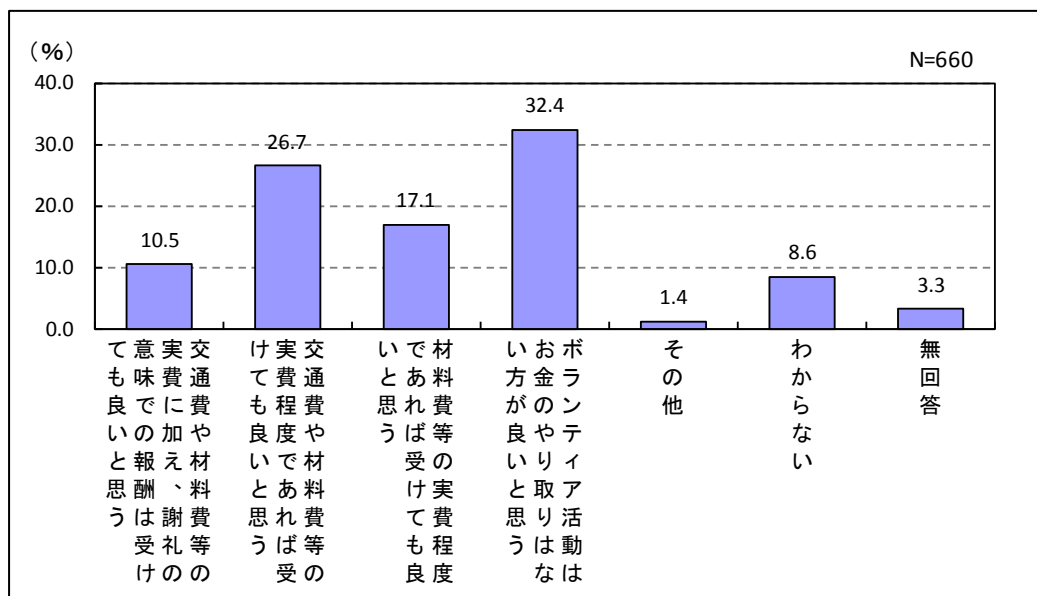
- 今後参加したいボランティア活動については、「地域防災に関する活動」が最も多く、25.5%となっています。次いで「自然や環境保護に関する活動」が22.6%、「スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動」が22.3%、「高齢者の援助」が21.7%の順となっています。

【ボランティア活動に参加しやすくなる条件】（3つまで回答可）



- ボランティア活動に参加しやすくなる条件は、「自分が健康であること」が最も多く、66.8%となっています。次いで「時間や収入にゆとりがあること」が 58.5%、「家族に世話の必要な、病人や子ども等がいないこと」が 29.8%、「共に活動する仲間や友人がいること」が 25.5%の順となっています。

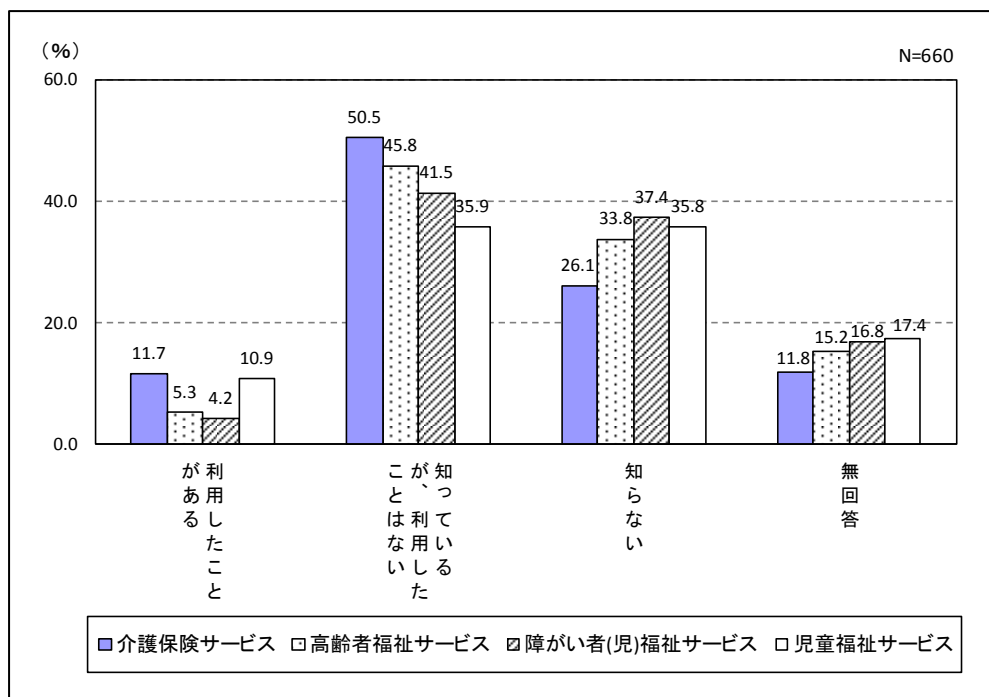
【ボランティア活動のあり方（謝礼）】



- ボランティア活動のあり方（謝礼等）については、「ボランティア活動は金やリターンを取りはなし」が最も多く、32.4%となっています。次いで「交通費や材料費等の実費程度であれば受けても良いと思う」が 26.7%、「材料費等の実費程度であれば受けても良いと思う」が 17.1%の順となっています。

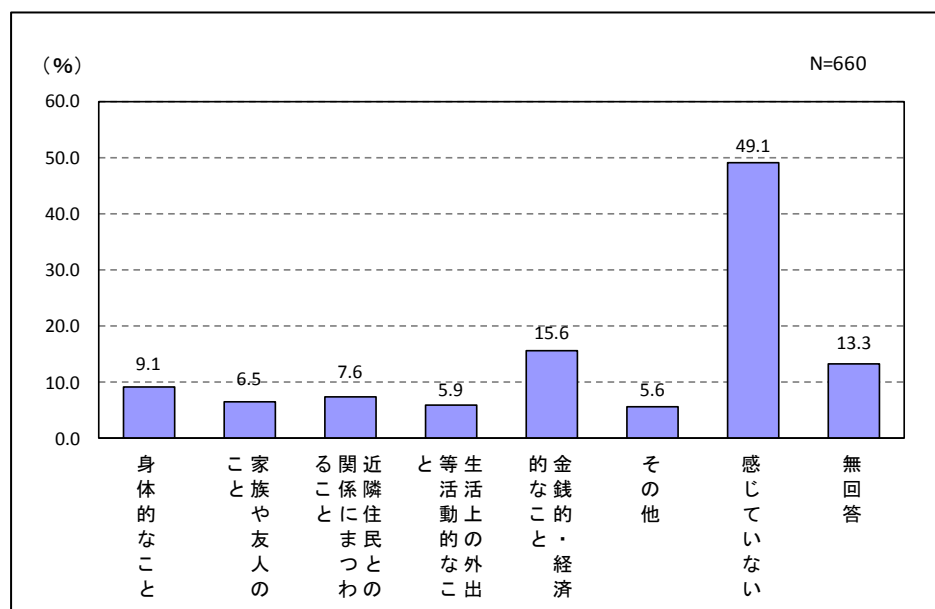
⑤福祉サービスに関する認知度・利用状況やこれからの福祉のあり方について

【福祉サービスの利用状況】



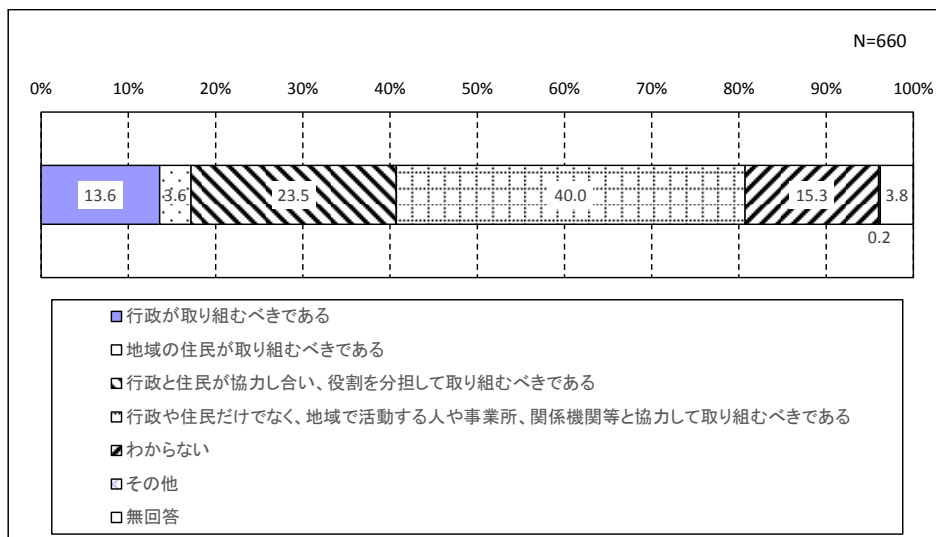
- 本市の福祉サービスについては、「介護保険サービス」「高齢者福祉サービス」「障がい者(児)福祉サービス」「児童福祉サービス」の各種サービス共に、「知っているが利用したことはない」の回答が最も多く、次いで「知らない」の回答となっています。

【日常生活における生活のしづらさ】



- 日常生活における生活のしづらさについては、「感じていない」が49.1%と最も多く、次いで「金銭的・経済的なこと」が15.6%、「身体的なこと」が9.1%の順となっています。

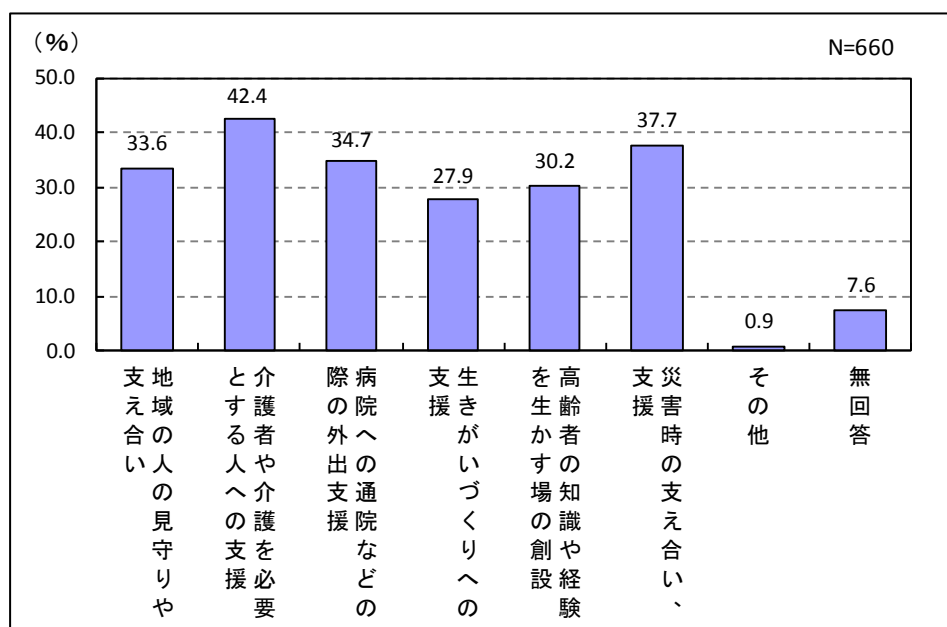
【地域の課題を解決する方法】



- 地域の課題の解決方法については、「行政や住民だけでなく、地域で活動する人や事業所、関係機関等と協力して取り組むべきである」が最も多く、40.0%となっています。次いで「行政と住民が協力し合い、役割を分担して取り組むべきである」が23.5%となっています。

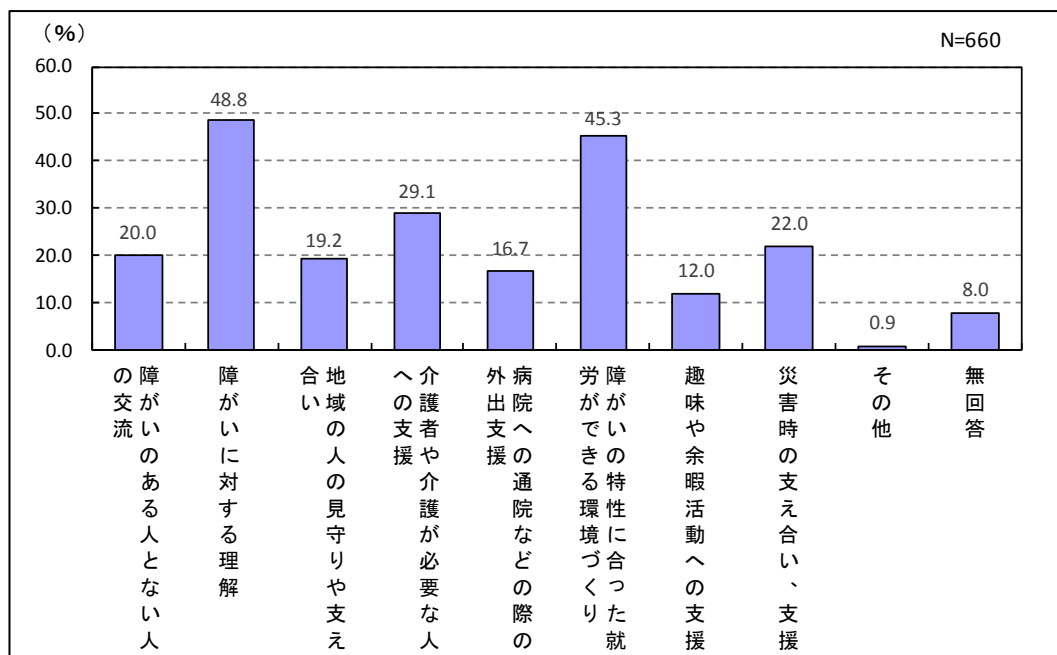
一方、「行政が取り組むべきである」は13.6%、「地域の住民が取り組むべきである」は3.6%にとどまっています。

【高齢者が社会参加しやすくするための取り組み】（3つまで回答可）



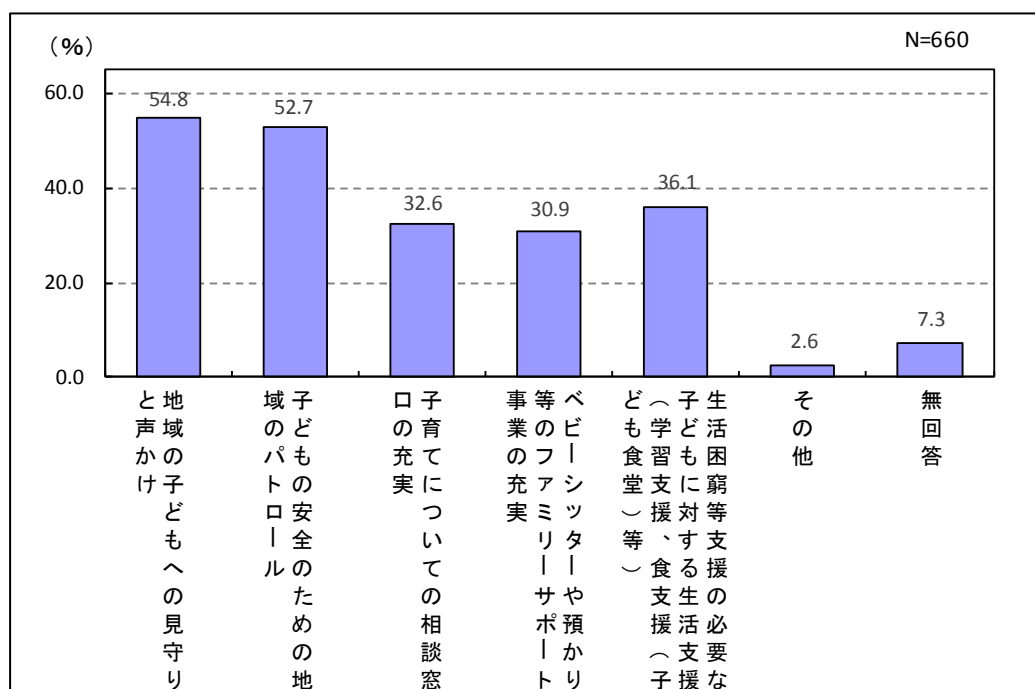
- 高齢者が社会参加しやすくするために取り組んでほしいことについては、「介護者や介護を必要とする人への支援」が最も多く、42.4%となっています。次いで「災害時の支え合い、支援」が37.7%、「病院への通院などの際の外出支援」が34.7%、「地域の人の見守りや支え合い」が33.6%の順となっています。

【障がいのある人が社会参加しやすくするための取り組み】（3つまで回答可）



- 障がいのある人が社会参加しやすくするために取り組んでほしいことについては、「障がいに対する理解」が最も多く、48.8%となっています。次いで「障がいの特性に合った就労ができる環境づくり」が45.3%、「介護者や介護が必要な人への支援」が29.1%の順となっています。

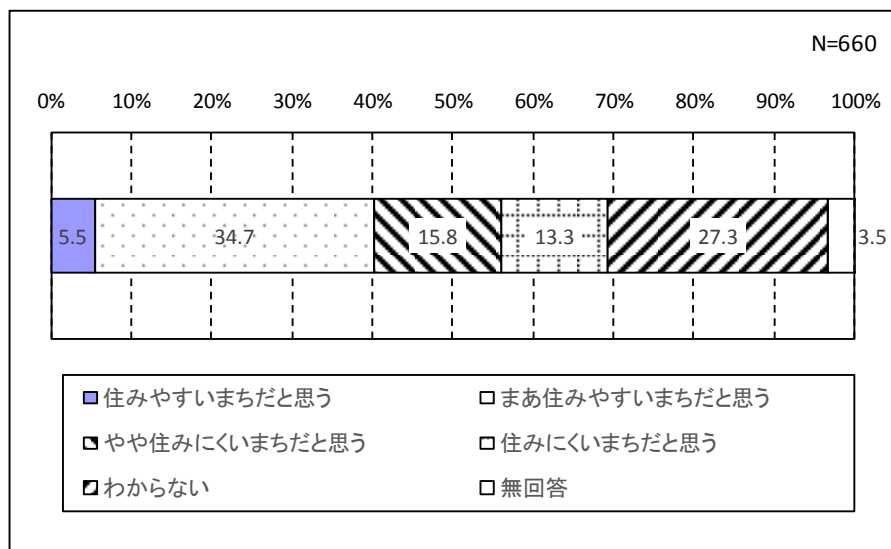
【子育てのための取り組み】（3つまで回答可）



- 子育てについてどんなことに取り組んでほしいかについては、「地域の子どもへの見守りと声かけ」が最も多く、54.8%となっています。次いで「子どもの安全のための地域のパトロール」が52.7%、「生活困窮等支援の必要な子どもに対する生活支援（学習支援、食支援（子ども食堂）等）」が36.1%の順となっています。

⑥福祉のまちづくりや防災等について

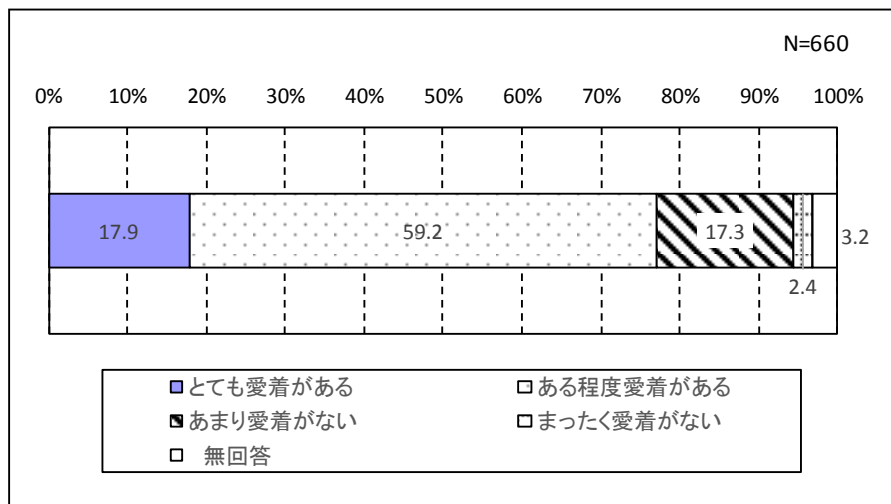
【福祉の面から見た本市の住みよさ】



- 福祉の面で住みやすいかについては、「まあ住みやすいまちだと思う」が最も多く、34.7%となっています。

“住みやすい”（「住みやすいまちだと思う」＋「まあ住みやすいまちだと思う」）は約４割で、“住みにくい”（「やや住みにくいまちだと思う」＋「住みにくいまちだと思う」）の約３割を若干上回っています。

【住んでいる地域への愛着】



- 地域に愛着を持っているかについては、「ある程度愛着がある」が最も多く、59.2%となっています。

“愛着がある”（「とても愛着がある」＋「ある程度愛着がある」）は８割弱で、“愛着がない”（「あまり愛着がない」＋「まったく愛着がない」）の約２割を大きく上回っています。

(6) アンケート結果から見た課題

①生活における不安・地域での課題

→老老介護・ひとり暮らし高齢者への対応等高齢期を迎えるための地域での体制づくりが地域の重要な課題である。また、虐待への対応も課題である。

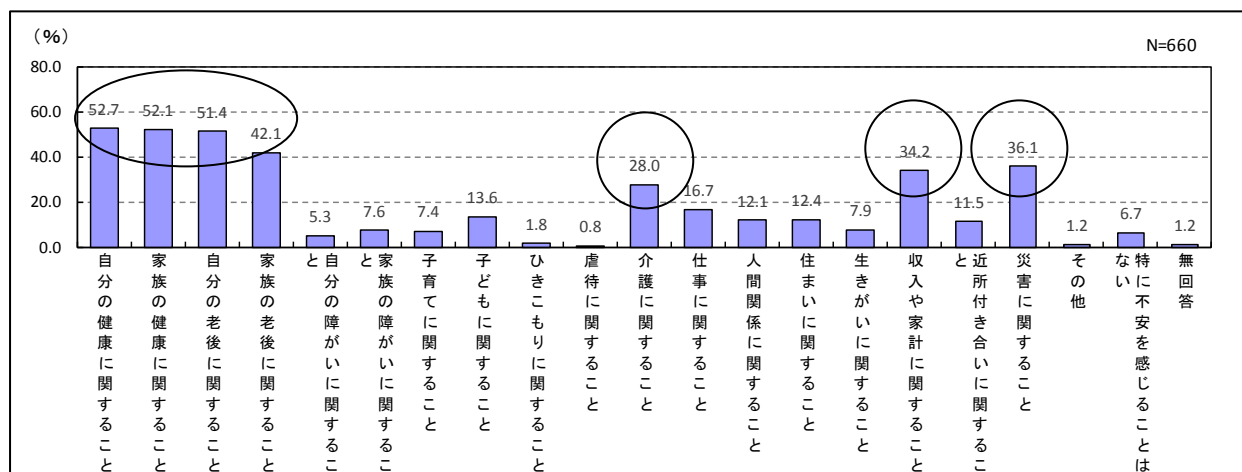
毎日の暮らしの中での不安と、地域で優先して取り組むべき課題をお聞きしました。

毎日の暮らしの中で不安に感じることは、自分の健康や老後、家族の健康や老後、災害、収入や家計、介護等が挙げられています。

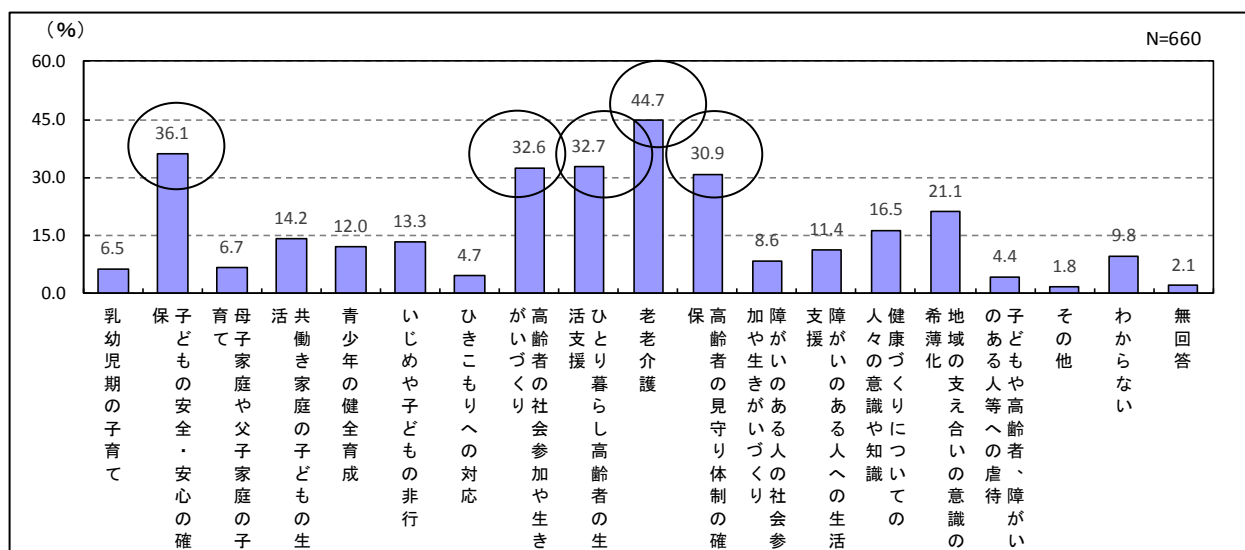
地域においては、老老介護、子どもの安全・安心の確保、ひとり暮らし高齢者の生活支援、高齢者の社会参加や生きがいづくり、見守り体制の確保等が自分も含めて住民が取り組んでいきたい課題として挙げられています。また、全体と比較して少数ですが、母子家庭や父子家庭の子育て、引きこもりへの対応、子どもや高齢者・障がいのある人等への虐待という回答もみられました。

様々な課題がありますが、相対的に高齢化による課題が多く、老老介護やひとり暮らし高齢者への対応が必要となります。また、特に虐待については、早急に対応すべき課題であると同時に、虐待を事前に防止するネットワーク強化が課題であると言えます。

【毎日の暮らしの中で不安に感じることにについて】（あてはまるものすべて回答可）



【地域住民が優先的に取り組んでいきたい課題について】（5つまで回答可）



②地域での必要な手助けとその支援

→安否確認、地震など災害時の支援のニーズが高く、アンケートではそれぞれ支援の意向があることがわかった。支援ニーズをキャッチするとともに、支援者を発掘することが重要である。

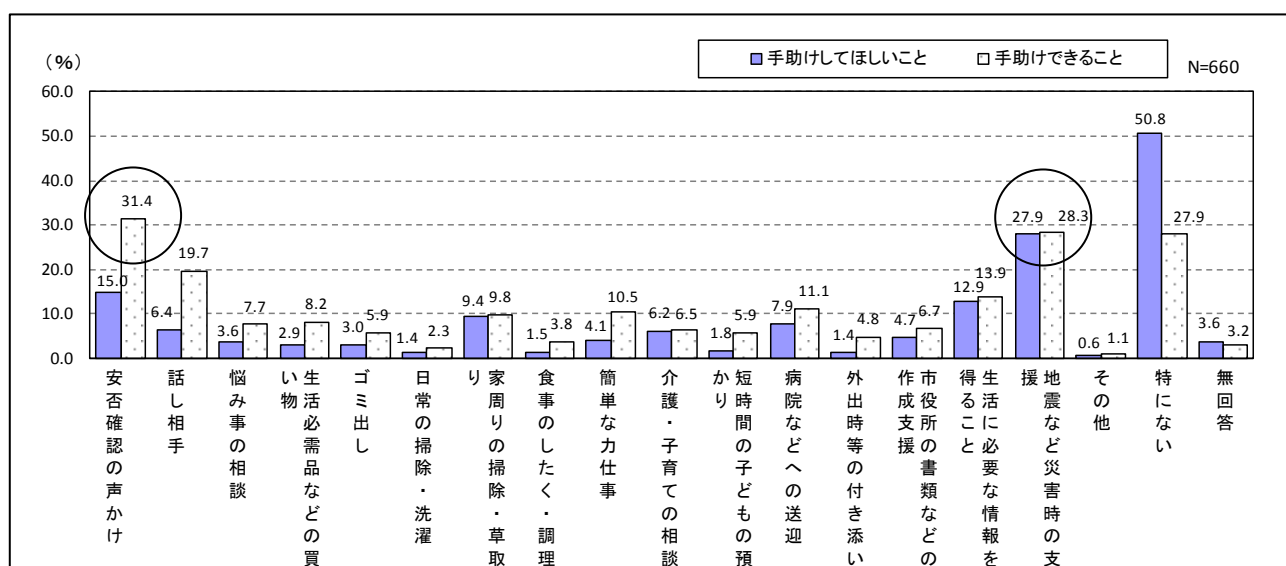
住民の必要な手助けと行ってみたい地域活動（地域の支え合い）について、手助けが必要な人、支援をしたいと思っている人のそれぞれの対象者像を分析しました。

住民の地域での必要な手助けは、地震等災害時の支援が最も多く、安否確認の声かけが続いています。年齢別で分析したところ、地震等災害時の支援は、全年代で2割以上のニーズがあり、40歳代は3割以上ありました。安否確認の声かけは、30歳代から70歳代以上までニーズがあり、30歳代が2割以上ありました。このように必要な手助けは、高齢期だけではなく、年代を問わずニーズがあることがわかりました。

一方、行ってみたい地域活動（地域の支え合い）は、安否確認の声かけが最も多く、地震など災害時の支援と続いています。年齢で分析したところ、安否確認の声かけは、60歳代・70歳以上が3割を超え多くなっています。地震等災害時の支援は、29歳まで・40歳代・50歳代が3割以上と多くなっています。安否確認では、60歳代以上の住民の意欲が高いとうかがえます。安否確認に対して非常時の災害時支援は、より若い世代を中心としてその意欲がうかがえます。

今後の地域活動の活性化のため、支援者のニーズをキャッチする仕組みづくりを進めるとともに、年代ごとのニーズを踏まえた上で、支援者の発掘を進める必要があります。

【地域でしてほしい手助けと自分でできる手助け】（5つまで回答可）



■上位2項目の年代別分析

アンケート項目	順位	年齢別分析
手助けしてほしいこと	①地震など災害時の支援	全年代で2割以上、40歳代は3割以上で最も多い
	②安否確認の声かけ	30歳代から70歳代以上までニーズがあり、30歳代が2割で最も多い
手助けできること	①安否確認の声かけ	60歳代・70歳以上が3割を超え多い
	②地震など災害時の支援	29歳まで・40歳代・50歳代が3割以上と多い

③本市が優先すべき福祉施策

→「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が最も多く、施策の核となる重要な取り組みが支持されたと言える。この意見を踏まえ、地区社協等地域の活動をさらに推進していくことが期待される。

本市が優先して取り組む福祉に関する施策として、「住民が共に支え合う仕組みづくりの支援」が最も多くなっており、年齢別では 60 歳代で支持されています。支え合う仕組みづくりの一環として地区社協の活動が各地区で行われていますが、地域福祉の推進のため、さらに注力してほしいという住民の意向と受け取れます。

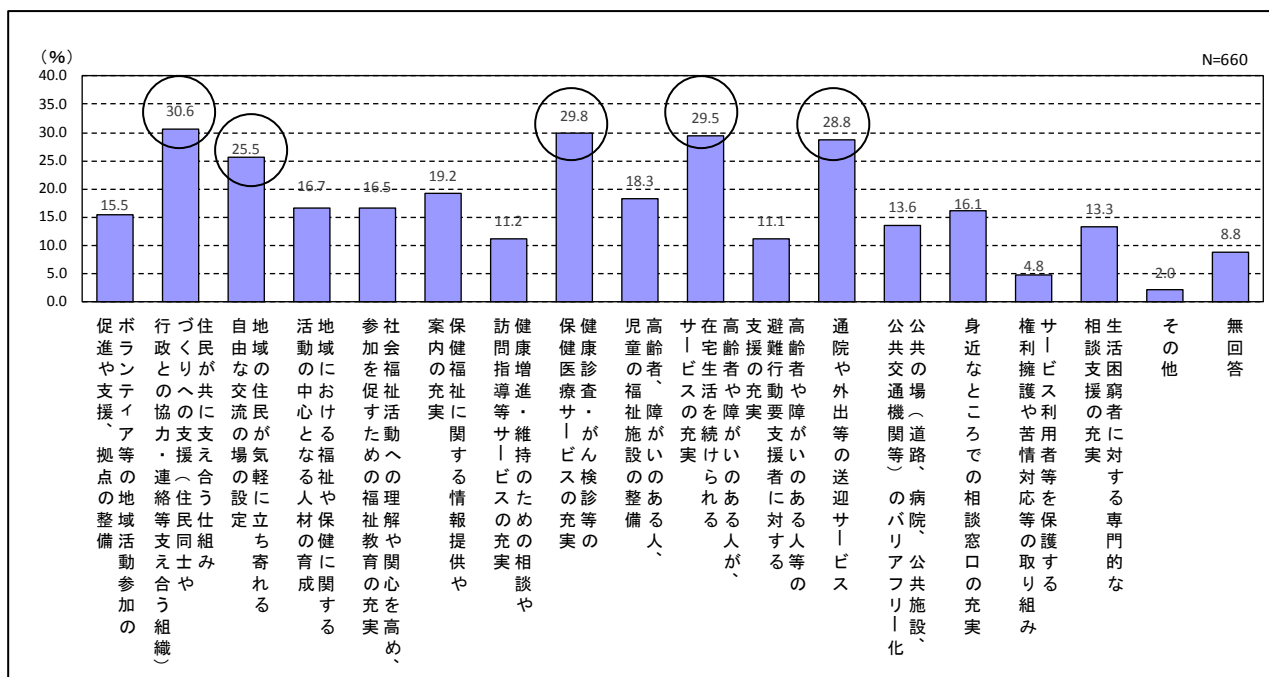
次いで「健康診査、がん検診等の保健医療サービスの充実」、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられるサービスの充実」の上位 2 位・3 位については、30 歳代で多くなっています。

また、5 年前のアンケートの選択肢にはない「通院や外出等の送迎サービス」は、4 番目に多くなっており、移動支援のニーズが高いことがわかりました。

5 番目は、「地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設定」となっており、70 歳代以上が多くなっています。

福祉施策として、地域福祉の視点で重要と思われる「住民が共に支え合う仕組みづくりの支援」「地域の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設定」の 2 施策が多数を占めており、市民の地域福祉に対する期待がうかがわれる結果となったと言えます。

【市が優先して充実すべき施策について】（5 つまで回答可）



■年齢別・地区別

上段：人 下段：%

	全 体	整 備 の 促 進 や 支 援 、 拠 点 の 活 動	ボ ラン ティア 等 の 地 域 活 動	え あ う 組 織 ）	や 行 政 と の 協 力 ・ 連 絡 等 支 士	住 民 が 共 に 支 え 合 う 仕 組 み	地 域 の 住 民 が 気 軽 に 立 ち 寄 る 自 由 な 交 流 の 場 の 設 定	材 の 育 成	地 域 に お け る 福 祉 や 保 健 に 関 する 活 動 の 中 心 と な る 人	の 福 祉 教 育 の	心 を 高 め 、 参 加 を 促 す た め	社 会 福 祉 活 動 へ の 理 解 や 関	や 案 内 の 充 実	保 健 福 祉 に 関 する 情 報 提 供	充 実	談 や 訪 問 指 導 等 サ ー ビ ス の 相	健 康 増 進 ・ 維 持 の た め の サ ー ビ ス の 充 実	健 康 診 査 ・ サ ー ビ ス の 充 実	健 康 診 査 ・ サ ー ビ ス の 充 実	高 齢 者 、 障 が い の 整 備
全 体	660 100	102 15.5	202 30.6	168 25.5	110 16.7	109 16.5	127 19.2	74 11.2	197 29.8	121 18.3										
29歳まで	36 100	2 5.6	9 25	6 16.7	6 16.7	6 16.7	6 16.7	3 8.3	12 33.3	8 22.2										
30～39歳まで	71 100	9 12.7	14 19.7	13 18.3	8 11.3	8 11.3	20 28.2	7 9.9	32 45.1	24 33.8										
40～49歳まで	84 100	10 11.9	23 27.4	12 14.3	11 13.1	10 11.9	13 15.5	9 10.7	29 34.5	14 16.7										
50～59歳まで	104 100	20 19.2	30 28.8	17 16.3	18 17.3	14 13.5	22 21.2	9 8.7	25 24	25 24										
60～69歳まで	253 100	53 20.9	94 37.2	75 29.6	45 17.8	53 20.9	51 20.2	36 14.2	74 29.2	36 14.2										
70歳以上	112 100	8 7.1	32 28.6	45 40.2	22 19.6	18 16.1	15 13.4	10 8.9	25 22.3	14 12.5										
海津	237 100	32 13.5	76 32.1	48 20.3	41 17.3	39 16.5	40 16.9	29 12.2	70 29.5	46 19.4										
平田	140 100	24 17.1	47 33.6	33 23.6	19 13.6	25 17.9	26 18.6	7 5	43 30.7	26 18.6										
南濃	277 100	45 16.2	79 28.5	83 30	49 17.7	44 15.9	60 21.7	38 13.7	80 28.9	49 17.7										

	全 体	高 齢 者 や 障 が い の 有 る 人 の 支 援 の 充 実	高 齢 者 や 障 が い の 有 る 人 の 支 援 の 充 実	ス 通 院 や 外 出 等 の 送 迎 サ ー ビ ス	公 共 の 場 （ 道 路 、 病 院 、 公 共 の バ リ ア プ リ	身 近 な と こ ろ で の 相 談 窓 口 の 充 実	サ ー ビ ス 利 用 者 等 を 保 護 す る 権 利 擁 護 や 苦 情 対 応 等 の 取 り 組 み	生 活 困 窮 者 に 対 する 専 門 的 な 相 談 支 援 の 充 実	そ の 他	無 回 答
全 体	660 100	195 29.5	73 11.1	190 28.8	90 13.6	106 16.1	32 4.8	88 13.3	13 2	58 8.8
29歳まで	36 100	9 25	9 25	9 25	6 16.7	5 13.9	－ －	2 5.6	－ －	2 5.6
30～39歳まで	71 100	24 33.8	12 16.9	17 23.9	16 22.5	13 18.3	1 1.4	8 11.3	4 5.6	1 1.4
40～49歳まで	84 100	20 23.8	6 7.1	32 38.1	11 13.1	13 15.5	3 3.6	11 13.1	5 6	5 6
50～59歳まで	104 100	31 29.8	8 7.7	31 29.8	12 11.5	19 18.3	4 3.8	16 15.4	－ －	11 10.6
60～69歳まで	253 100	75 29.6	28 11.1	68 26.9	35 13.8	39 15.4	17 6.7	40 15.8	4 1.6	15 5.9
70歳以上	112 100	36 32.1	10 8.9	33 29.5	10 8.9	17 15.2	7 6.3	11 9.8	－ －	24 21.4
海津	237 100	69 29.1	31 13.1	75 31.6	32 13.5	29 12.2	8 3.4	38 16	7 3	18 7.6
平田	140 100	37 26.4	15 10.7	28 20	17 12.1	20 14.3	7 5	19 13.6	－ －	16 11.4
南濃	277 100	86 31	26 9.4	86 31	39 14.1	56 20.2	17 6.1	31 11.2	6 2.2	24 8.7

2. ヒアリング調査結果

(1) 調査目的

本調査は、「第2期海津市地域福祉計画」（平成24年度策定）の更新時期を迎え、地域で活動している団体等に地域福祉に関する意向を調査し、計画の見直しを進めていくために必要な基礎資料を作成することを目的とします。

(2) 調査の実施概要

調査対象	地域で活動する団体・組織等
団体数	15 団体
調査方法	対面でのヒアリング
調査時期	平成 29 年 8 月 21 日（月）～9 月 6 日（水）

(3) 調査協力団体等

	調 査 団 体 等
1	高須地区社会福祉協議会
2	吉里地区社会福祉協議会
3	東江地区社会福祉協議会
4	大江地区社会福祉協議会
5	西江地区社会福祉協議会
6	今尾地区社会福祉協議会
7	海西地区社会福祉協議会
8	下多度地区社会福祉協議会
9	城山地区社会福祉協議会
10	石津地区社会福祉協議会
11	海津市ケアサービス向上連絡会
12	海津市ボランティア連絡協議会
13	NPO 法人 まごの手クラブ
14	くらしサポートセンター
15	子育て支援関係者（園、保健師、児童家庭相談室）

(4) 各団体の意見

①地区社協

■課題など

◆地域の現状

- ・人とのつながりが希薄化。
- ・アパートの住人は自治会に入っていない人が多く、どういう人が住んでいるかわからない。
- ・空き家の増加。
- ・地域の行事に、若い世代の参加者が少ない。
- ・成人で働いていない子が多くなり、親の年金等で生活している。
- ・老老介護の世帯が多くなった。
- ・昼間独居、同居でも生計が別等の家庭がある。
- ・老人クラブの減少。

◆地区社協の課題

- ・地区社協のボランティアの減少。
- ・地区社協の行事をやっても、参加者が限られる。
- ・活動拠点が必要。
- ・地区社協の事業がマンネリ化している。利用者が減少している。
- ・地区社協の行事を増やすと、存続のことを考えると担い手がなくなる。
- ・事務所の維持管理。

◆移動手段がない

- ・外出困難者の増加。
- ・買物や医療機関への通院に困っている人がいる。(デマンド交通は、土日は利用ができない。)
- ・交通の便が悪い。コミュニティバスが通らず、デマンドバスのみ。
- ・デマンドバスを利用するにも、バス停まで行けない人がいる。
- ・高齢者の買物・通院の支援が必要。

◆その他

- ・自治会と地域の見守り体制について「話し合う場」がない。
- ・少子高齢化のため、子どもの見守りが必要。

■課題解決のためにできること

◆地区社協の体制の強化。

- ・地区社協運営のために、事務局に週何時間か事務員を雇い、事務関係を担当する。
- ・現在も地域活動は女性が主になってやってもらっており、大きな力となっている。
- ・地域の人材を発掘し、活用する。
- ・自治会(代表者会)と地区社協の活動を、共同化するための活動を行う。

◆地区社協の予算

- ・予算がないため、方針として、限られた予算の中でやることをやっていく。

◆地区社協の行事

- ・地区社協等の行事など集まる機会をつくる。
- ・学校の行事を利用しながら、学校と協力して事業を進めていく。

- ・健康、医療、籠づくりなどの内容で、月1回以上広域サロンを開催する。
- ・地域の伝統行事は続けていきたい。
- ・地域行事を通して人と人の信頼関係をつくるため、行事を増やし、触れ合う機会を増やしていく。
- ・参加して楽しい行事を実施し、普段から顔を合わせる機会を増やす。

◆地区社協の周知

- ・ボランティア確保のため、広報活動を積極的に行う。

◆地区社協事業

- ・生活支援サポート部が中心となり、「訪問型サービスB」の事業化を検討している。
- ・芝刈り、庭木の手入れなど、簡単な作業の支援体制の確立。
- ・最終目標として、送迎用の車を購入し、ひとり暮らし高齢者等の買物や通院への支援を行いたい。
- ・イベントばかりでなく、地域に密着した事業を行いたい。
- ・介護認定の有無に関わらず、地域の人を対象とした事業を行いたい。
- ・青パト事業が落ち着いたら、避難所の運営に協力することを考えていきたい。
- ・将来的には生活支援もやらないといけないと思っている。

◆拠点づくり

- ・いずれは、活動の拠点をもちたい。

②海津市ケアサービス向上連絡会

■課題などと課題解決のためにできること

- ・老老介護が増えてきているが、介護している側の日々の心身の状況の把握や支援が必要。
- ・高齢者虐待では、ネグレクトや経済的虐待が以前より多くなっているように思われる。
- ・行政・地域と事業所が顔の見える関係性づくりが一番と考える。
- ・生活困窮者へのユニット型個室施設の利用拡大→一部負担金を保険者にて負担できる体制づくり。
- ・虐待などしていなくても、言葉や態度に出てしまう虐待もある。普段気が付かないことを勉強会等を通して認識するとよい。
- ・虐待の意味、内容（何が虐待となるのか）の知識不足による虐待がある。また、世間体を気にすることから発生する虐待への家族支援。
- ・医療と介護の連携、具体的な方法が存在していないと感じる。
- ・介護状態の家族に、障がい等の子や孫がいて、ケアマネとして家族に関わらないと解決できず、その他の関係機関からの情報がもっとあったら、スムーズに解決できるケースが増えている。

③海津市ボランティア連絡協議会

■課題など

- ・活動するのに費用が少ない。
- ・ボランティア登録はあるが、協議会への加入が約30%であり、企業へ寄附金をもらいに行けない。
- ・会員を増やし、協議会を盛り上げたい。
- ・今後、地区社協やサロン等の活動に関わり、発表の場、ふれあいあいの場としたい。

④NPO法人 まごの手クラブ

■課題など

- ・老老介護であるが、「まだうちは大丈夫」という人が多い。
- ・ゴミ出しの依頼を受けるが、地域によってゴミ出しをする時間が決まっているため、その時間に出すことが難しい。近所の人の協力があるといい。
- ・家事援助で、草むしりの依頼が多いが、面積が広いケースが多く、人材不足と時間がかかるため困っている。草刈機ではできない仕事であり、シルバー人材センターに聞いてもずいぶん先しかやってもらえない。

■課題解決のためにできること

- ・認知症の人の見守りとして、地域の店も協力してもらうとより良い環境になる。（日々の買物で、毎日同じ買物をする人に店の人が気遣ってもらっている。）
- ・地区社協が、地域課題解決までにはなっていないが、地区社協や自治会とコラボして、共同でできることを助け合うシステムづくりができればいい。

⑤くらしサポートセンター

■課題など

- ・くらしサポートセンターは経済的な不安、暮らしの不安などの相談に乗っていることを計画で住民への周知することが必要である。
- ・高齢無年金の人に対する就労支援が必要となる。
- ・生活保護が多くなると思われる地域がある。介護の生活支援コーディネート事業と連携しないとけない。
- ・各福祉部署と生活困窮関係部署の連携も必須である。
- ・生活困窮者自立支援庁内連絡会議は年2回開催しているが、「地域連携会議」といったようなサービスニーズの発見や調整する会議が必要である。
- ・多重債務の問題は発見が難しいので、税務・水道などの徴収窓口との連携で発見する必要がある。
- ・引きこもりの人は、80歳代の親が50歳代の子どもの面倒をみる80-50問題が数多く表出している。
- ・世帯の貧困は、子どもの貧困を招き、次世代に連鎖する。
- ・子どもの貧困に対して、「学習支援」や「子ども食堂」等安心して利用できる「居場所」の確保が必要である。また、支援を通じ頼れる大人の存在を示す必要もある。

⑥子育て支援関係者

■課題など

（乳幼児期）

- ・親の介護と育児の両立、年の差婚、貧困家族、若年・シングル・外国人・高齢出産等、子どもや妊婦を取り巻く環境が多様化し、支援が必要なケースが増えている。
- ・定型の発達ができていない子どもが増えている。赤ちゃんの体が硬いなど育児力の低下が関与する事例が増えた。
- ・保護者が、子どもとの関わり方や子どもとの遊びを知らない。（だっこの仕方がわからない、ミルクの飲ませ方や声のかけ方がわからないなど。）

- 地域での子育てをしやすくするため、母子保健推進員活動に力を入れている。
- スマートフォンでの育児（泣き止ませる、子守りに使用）が増えている。
（保育園、幼稚園、認定こども園）
- 0歳児の入園の増加により、年の途中から保育士の増員が必要になる。
（小学校・中学校）
- 個別の支援が必要と考えられる児童・生徒が、増加傾向にある。
- 要保護児童地域対策協議会を年 10 回程度行っている。近隣住民からの市役所等関係機関への通告は、全国的には多いが海津市はほとんどない。
- 児童虐待は、生活基盤から見直さないと問題は解決できない。
- 虐待には、民生委員・児童委員や母子保健推進員の協力が必要ではないか。
- サポートブック所有者は年々増加しているが、発達段階における関係機関の情報の引き継ぎが今後必要になってくる。
- 不登校や相談室で学ぶ子どもが増加している。発達障がい疑いのある子も多く、二次障がいを引き起こしているため対応が必要である。
- 外国籍の子どもが増えている。日本語でのコミュニケーションが図れない保護者もいるため対応が必要である。

■第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、少子・高齢化、核家族化、人口減少等が進行し、国と同様に社会環境が大きく変化しつつあります。本市でのアンケート調査や団体等ヒアリング調査では、本市が取り組むべき課題として、「老老介護」、「ひとり暮らし高齢者の生活支援」等高齢者に係る課題が多く挙げられました。その内容は、「地域の支え合いの意識の希薄化」といった地域全体に関わるものから、「子どもや高齢者、障がいのある人等への虐待」等の個別的かつ緊急性の高いものまで様々です。

こうした地域課題は、地域の課題であると同時に住民自身にも関係がある「我が事」の課題と捉える必要があります。また、行政や各種団体等についても、縦割りではなく包括的な連携による効果的な「丸ごと」の支援が求められています。

この「我が事」「丸ごと」の考え方を、住民、福祉関係者、団体、行政等が共有し、地域で支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現につなげていく必要があります。

本市ではこの「地域共生社会」の理念を踏まえた上で、前計画で掲げた「支え合い、共に生きるまち かいづ」を継承し、本計画の基本理念とします。この理念に基づいて、3つの基本的な方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

基本理念

支え合い、共に生きるまち かいづ

2 基本方針

本計画の基本方針を、「地域での理解」、「地域での共生」、「地域での安心」の3つとし、基本方針のもとに関連する分野別の基本目標を設定します。

基本方針

1. 地域での「理解」

2. 地域での「共生」

3. 地域での「安心」

1. 地域での「理解」 ～地域住民がふれあい、支え合う意識づくりの推進～

- ◇ 地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民等がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むことです。
- ◇ 地域住民の協力を得るためには、まずは「地域福祉とは何か」を知り、理解していただくことが重要となります。また、地域住民が理解を深めるためには、地域でのふれあい、支え合う意識づくりの基礎となる人権意識の啓発や教育についても、庁内関係課連携のもと取り組んでいく必要があります。

◆地域福祉に関する指標

◎ボランティアの登録団体数・個人登録数

■数値目標

評価指標	平成 30 年度 (2018)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
ボランティア登録団体数(団体)	97	99	101	103	105
ボランティア個人登録数(人)	228	233	238	243	248

2. 地域での「共生」 ～地域住民が支え合い、共に生きる社会づくりの推進～

- ◇ 国の地域共生社会づくりにおいて、地域活動の重要性が示されており、「支え手」「受け手」の関係を超えて、誰もが「我が事」として参画することが求められています。
- ◇ 本市では、地区ごとにどのような課題があり、何をすればよいかを考え取り組む地区社協の活動がすでに全地区で展開されています。こうした活動を通じて、多くの市民が地区の活動に参画し、地域住民が支え合いながら、共に生きる社会を目指していく必要があります。

◆地域福祉に関する指標

◎生活困窮者自立支援事業 相談件数

■数値目標

(単位: 件)

評価指標	平成 30 年度 (2018)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
生活困窮者自立支援事業 相談件数	130	135	140	140	140

◎ふれあいいきいきサロン実施箇所数

■数値目標

(単位: 件)

評価指標	平成 30 年度 (2018)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
ふれあいいきいきサロン 実施箇所数	58	60	62	64	66

3. 地域での「安心」 ～住民が安心して暮らせる地域での支援体制づくりの推進～

- ◇ 我が国は、少子高齢化が進み、7年後の2025年には団塊の世代が75歳を超える本格的な超高齢社会になります。地域で安心して暮らせる社会を作るためには、住民、行政、各関係団体等が協力して、支え合う体制づくりを進めていく必要があります。
- ◇ 本市では、日々の生活における様々な相談やサービスを利用しやすい環境、災害時の地域連携等地域の安心につながる体制づくりを進めてきました。今後は、地域で活動しているあらゆる組織や団体をつなぐことで、より効果的な支え合いのネットワークづくりが課題となります。

◆地域福祉に関する指標

◎市社協における総合相談 相談件数

■数値目標

(単位: 件)

評価指標	平成30年度 (2018)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
市社協における総合相談(地域福祉ネットワーク委託事業)相談件数	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500

◎避難行動要支援者名簿の名簿情報提供同意者率

■数値目標

(単位: %)

評価指標	平成30年度 (2018)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
避難行動要支援者名簿の名簿情報提供同意者率	44.0	45.0	46.0	47.0	48.0

3 計画の体系

基本理念	基本方針	分野の基本目標
支え合い、共に生きるまち かいづ	1. 地域での「理解」 地域住民がふれあい、支え合う意識づくりを推進します。	1. 人権尊重の推進
		2. 福祉教育と人づくりの推進
		3. 情報提供体制の充実
	2. 地域での「共生」 地域住民が支え合い、共に生きる社会づくりを推進します。	1. 支え合いのまちづくりの推進
		2. 生活困窮者の自立支援の充実
		3. 権利擁護の推進
		4. 地域福祉の担い手づくりの推進
		5. 生きがいづくりと交流の推進
	3. 地域での「安心」 住民が安心して暮らせる地域での支援体制づくりを推進します。	1. 相談体制の充実
		2. 暮らしを支えるサービスの充実
		3. 生活環境の整備充実
		4. 防災・防犯の推進
		5. 地域の連携・協力体制の構築

■第5章 基本計画

1. 地域での「理解」

1-1 人権尊重の推進

現状と課題

社会福祉は、基本的人権を尊重し、他人を思いやり、お互いに助け合おうとする意識が基本となります。そのため、お互いの人権を認め合う姿勢を地域づくりの根幹に位置づけ、取り組む必要があります。

本市では、平成18年12月12日に「人権尊重の都市」宣言を行い、平成19年3月に「海津市人権教育・啓発推進計画」を策定し、海津市民一人ひとりが人権意識を高め、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るく住みよいまちの実現を目指してきました。しかし、近年の学校におけるいじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等への暴行・虐待、インターネットによる人権侵害等新たな課題も生まれています。そこで、平成29年3月に「海津市人権教育・啓発推進計画（第2次改定版）」（5か年計画）を策定し、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図っています。

こうした状況の中、障がいを理由とする差別の解消を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）、また、高齢者、障がい者、児童の虐待防止に係る法律の周知・啓発を重要な課題と捉えています。

施策の方向性

●人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進

あらゆる差別や人権侵害をなくすため、市の広報誌やホームページ、ブログ等のSNSによる広報活動を積極的に行うとともに、「人権・同和問題講演会」や「人権啓発推進大会」等の開催、各種人権啓発パンフレット等の配布により広く市民の人権意識の高揚を図ります。

また、人権擁護委員による人権相談会、街頭啓発、常時相談室の設置、国との連携による特設人権相談所の開設・支援等を行い、人権尊重の理念の普及に努めます。

●人権教育の充実

人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚を身につけるために、学校教育や生涯学習等あらゆる場を通じて人権教育の充実を図ります。

人権意識を高めるため、市内小・中学校の児童・生徒を対象に「人権」をテーマにした標語やポスター、作文を募集し、優秀作品を掲載したリーフレットを作成・配布します。

●障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」の周知に努め、差別解消についての啓発を行います。職員研修会等を開催し、「障がいのある方への配慮マニュアル」に準じた職員の適正な窓口対応に努めます。

●虐待防止体制の充実・強化

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の周知に努め、虐待防止についての啓発を行います。虐待予防・早期対応を適切に行うため、医療、教育、福祉、行政、司法、警察等地域の関係機関と協働した虐待等防止のためのネットワークの取り組みを推進・強化していきます。

●認知症高齢者に対する理解の促進

高齢化に伴い、認知症高齢者が増えている状況の中、認知症高齢者が在宅で生活ができるよう、認知症に対する市民の理解を深め、地域全体で認知症の人やその家族を支える環境づくりに努めます。子どもから大人まで幅広く「認知症サポーター養成講座」を実施して、予防活動や早期対策につなげ、認知症高齢者に対する理解の促進を図ります。

1-2 福祉教育と人づくりの推進

現状と課題

地域福祉を推進するために、支え合う心を育てていく教育と、ボランティア等実際に活動をする人づくりが重要となります。

本市では、子どもの頃から福祉の心を育むため、市内の認定こども園・小学校・中学校において、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流、障がい者スポーツ大会等、様々な活動を通じて福祉教育を推進してきました。また、人権学習、世代間交流等講座やボランティア活動への参加促進を行ってきました。

アンケートの結果では、今後本市が取り組む福祉に関する施策として、優先して充実すべきことの中で、「社会福祉活動への理解や関心を高め、参加を促すための福祉教育の充実」、「ボランティア等の地域活動への参加の促進や支援、拠点の整備」について、1割～2割の人が重要性を挙げています。

今後も、家庭・学校・地域等様々な場面で福祉教育を推進し、子どもの頃から福祉の心を育てていくことと実際の地域活動に気軽に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

●地域での福祉に関する学習機会の提供

一人でも多くの人々が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、市社協と連携してフォーラムの開催や出前講座等の実施により、地域で福祉について学習する機会を支援します。また、地域ごとの問題点や課題を洗い出し、今後の対応策を検討します。

●家庭教育の中での福祉の心の育成

家庭において、保護者から子へと地域福祉教育がなされるため、保護者を対象とした地域福祉に関する講座等を開催します。また、家庭内での実践を促して、親から子へ、子から孫へと福祉の心が受け継がれるように努めます。

●学校教育における福祉教育の推進

学校教育においては、様々な学習機会を通じ、地域福祉に対する「心情の育成」「知的理解」「実践力の育成」を図り、人間関係を深めながら仲間づくりができる福祉教育に取り組めます。市社協では、福祉協力校の指定事業（市内 15 校）を実施していきます。

●生涯学習活動による住民意識の向上

生涯学習活動として、地域福祉に関する講座を充実し、理解と意識の向上を図ります。また、各地域で人権学習や世代間交流事業等を積極的に取り入れ、地域福祉に関する学習機会を充実します。

●ボランティア活動の普及・啓発

市社協と連携し、市の広報誌やホームページ等を活用し、ボランティア活動の紹介や呼びかけを行うとともに、企業等に対し社会貢献への理解を働きかけます。また、地域や各種団体を通じて、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

●ボランティアセンターの機能充実

市社協と連携し、ボランティアセンターの機能充実に努めるとともに、ボランティア活動に意欲のある個人・団体等の登録を促進し、ボランティアをしたい人と必要としている人の需給調整等、コーディネート機能の向上を図ります。また、市民に対して、NPO法人等が行う有償の活動の情報提供にも努めます。

●ボランティアの人材育成の推進

ボランティア講座の受講修了者が、市の各種福祉事業等へ参加できるよう、市社協と連携し、活躍の場をフォローアップします。

また、市社協と連携し、ボランティアのニーズを把握し、研修の充実を図り、ボランティアのスキルアップの支援や活動の核となるリーダーの育成を図ります。

1-3 情報提供体制の充実

現状と課題

サービスの利用者が、利用者自身にあった福祉サービスを選択できるように、効果的な情報提供が必要となっています。

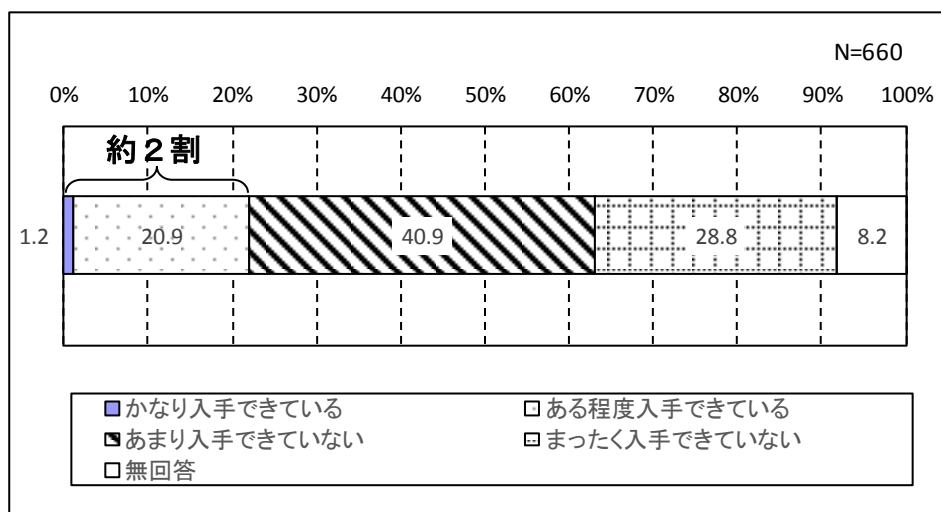
本市では、市の広報誌、ホームページ、SNS、各種ガイドブック等の様々な媒体により、各種サービスの情報提供に努めています。また、市役所の窓口においても、サービス利用者の適切な利用につなげています。

アンケートの結果では、福祉サービスに関する情報について“入手できている（「かなり入手できている」＋「ある程度入手できている」）と回答した人が約2割となっています。これは、前回のアンケートと同様の傾向であることがわかりました。

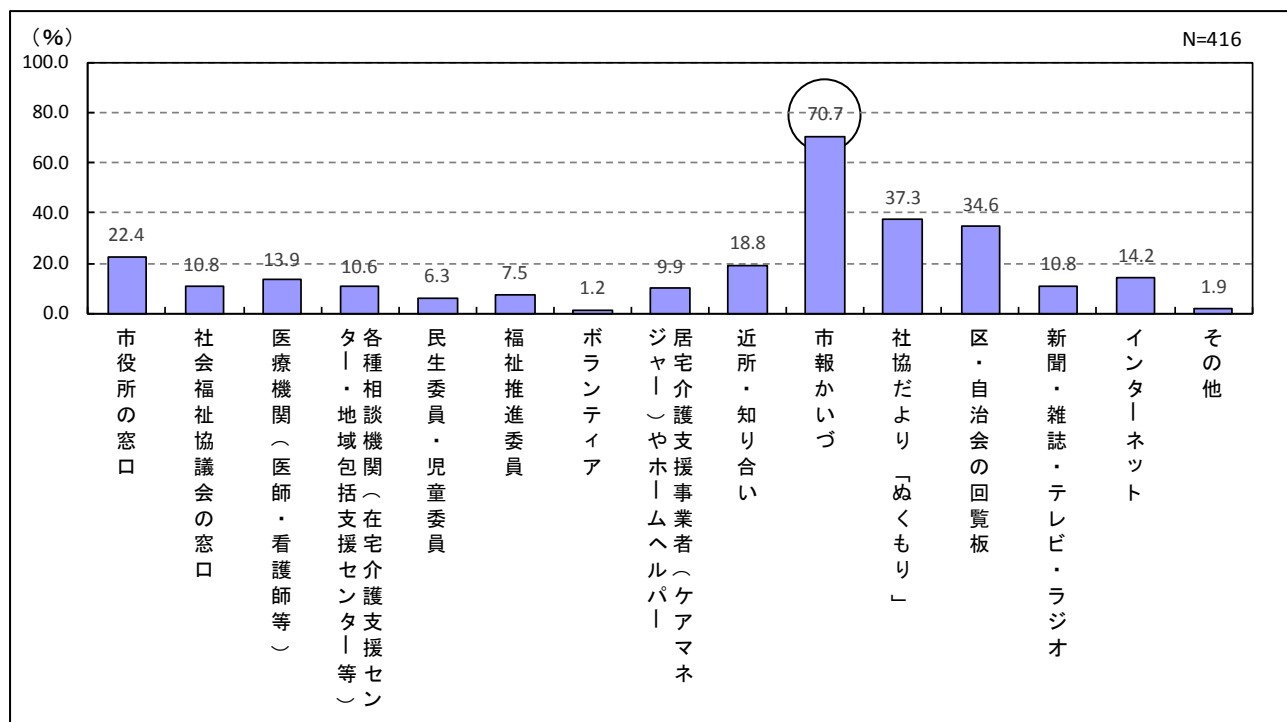
情報の入手先については、「市報かいつ」が70.7%と最も多く、今後の情報提供の中心と考えられるインターネットは14.2%と少なくなっています。年代別でみると、「市報かいつ」は、60歳代が77.9%と平均より高くなっていますが、インターネットは、20歳～40歳代までが平均より高くなっています。

このように、市の広報誌もインターネットも、年代ごとのニーズに合わせて情報提供を行う必要があります。また、福祉サービスの利用が多い60歳代以上の住民は市の広報誌が頼りである状況が見てうかがえ、今後も見やすくわかりやすい紙面づくりに努める必要があります。

図：福祉サービスの情報の入手状況について



図：福祉サービスの情報の入手先について（あてはまるものすべて回答可）



表：福祉サービスの情報の入手先について（年齢別）

上段：人
下段：%

	全 体	市役所の窓口	社会福祉協議会の窓口	医療機関（医師・看護師等）	各種相談機関（在宅介護支援センター・地域包括支援センター等）	民生委員・児童委員	福祉推進委員	ボランティア	居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）やホームヘルパー	近所・知り合い	市報かいづ	社協だより「ぬくもり」	区・自治会の回覧板	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	インターネット	その他
全 体	416	93	45	58	44	26	31	5	41	78	294	155	144	45	59	8
	100	22.4	10.8	13.9	10.6	6.3	7.5	1.2	9.9	18.8	70.7	37.3	34.6	10.8	14.2	1.9
29歳まで	18	2	2	1	1	1	1	1	1	6	8	1	4	1	7	1
	100	11.1	11.1	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	33.3	44.4	5.6	22.2	5.6	38.9	5.6
30～39歳まで	32	5	1	6	6	2	1	-	-	4	22	8	7	5	9	2
	100	15.6	3.1	18.8	18.8	6.3	3.1	-	-	12.5	68.8	25	21.9	15.6	28.1	6.3
40～49歳まで	55	15	4	5	9	1	1	-	4	7	37	18	14	4	14	1
	100	27.3	7.3	9.1	16.4	1.8	1.8	-	7.3	12.7	67.3	32.7	25.5	7.3	25.5	1.8
50～59歳まで	64	15	7	11	5	3	2	-	9	11	42	18	25	3	12	2
	100	23.4	10.9	17.2	7.8	4.7	3.1	-	14.1	17.2	65.6	28.1	39.1	4.7	18.8	3.1
60～69歳まで	172	37	19	24	19	8	16	1	21	31	134	76	68	21	13	1
	100	21.5	11	14	11	4.7	9.3	0.6	12.2	18	77.9	44.2	39.5	12.2	7.6	0.6
70歳以上	75	19	12	11	4	11	10	3	6	19	51	34	26	11	4	1
	100	25.3	16	14.7	5.3	14.7	13.3	4	8	25.3	68	45.3	34.7	14.7	5.3	1.3

施策の方向性

●情報提供の充実

高齢者から若い世代まで、幅広い世代への情報伝達手段として、市の広報誌、ホームページ、SNS等の充実を図るとともに、各地域の社会福祉施設・体育施設・社会教育施設等においても福祉情報が取得できるような機会の拡充に努めます。また、各関係機関や相談機関においても必要な情報提供を行っているため、今後関係機関との連携により情報の共有化を図ります。

●市の広報誌の充実

アンケート調査では、福祉サービス情報の入手先として、市の広報誌が全世代で多くみられました。こうした結果を踏まえて、引き続き広報の見やすさ・わかりやすさを重視して、紙面づくりを行っていきます。

●利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実

住民が必要とする情報を世代の違い、障がいの有無、国籍の違いに関わらず、誰もが適切に得られるよう市の広報誌の音訳や、外国語表記の充実に努める等情報提供の一層の充実を図ります。

●市政に関する情報提供と意見交換の機会の充実

市政への住民参画を進める視点から、情報公開コーナーやホームページの内容の充実を図り、市の施策や事業に関する情報提供体制の充実に努めます。

また、情報公開条例、個人情報保護条例の適正な運用を図るとともに、市長への便り、市長との対話室、市政懇談会の開催、パブリックコメント制度等、住民と行政の意見交換の機会を充実させます。

2. 地域での「共生」

2-1 支え合いのまちづくりの推進

現状と課題

本市では、地域福祉の推進役である市社協と連携し、地域の福祉活動への支援を行ってきました。その中で、近年の地域福祉活動の動きとして、小学校区を基盤として福祉活動を進める住民団体の「地区社協」が市内全10地区で立ち上がりました。

地区社協は、市社協としては実施が難しい、近隣での見守り・声かけ運動、地区内情報紙の発行、サロン活動、移送ボランティア等、地域の特色に合った様々な活動に取り組むことで福祉への理解者を増やし、地域福祉活動の展開に大きな役割を担っています。

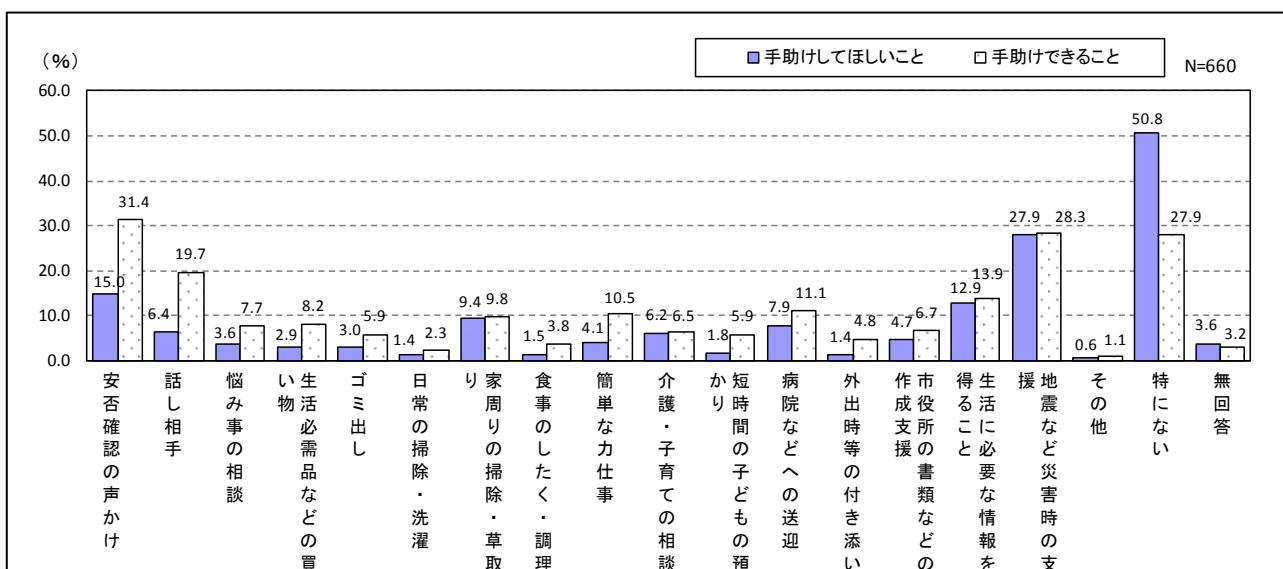
地区社協のヒアリング調査では、地区社協の認知度が低い、地区社協のボランティアが減少している、事業がマンネリ化している、活動の拠点が無い、財政支援がほしい、自治会等との連携強化が必要である等の意見が多くみられました。

アンケート結果では、本市が優先して取り組む福祉に関する施策として、「住民が共に支え合う仕組みづくりの支援」が最も多く、年齢別では、60歳代で最も多くなっています。

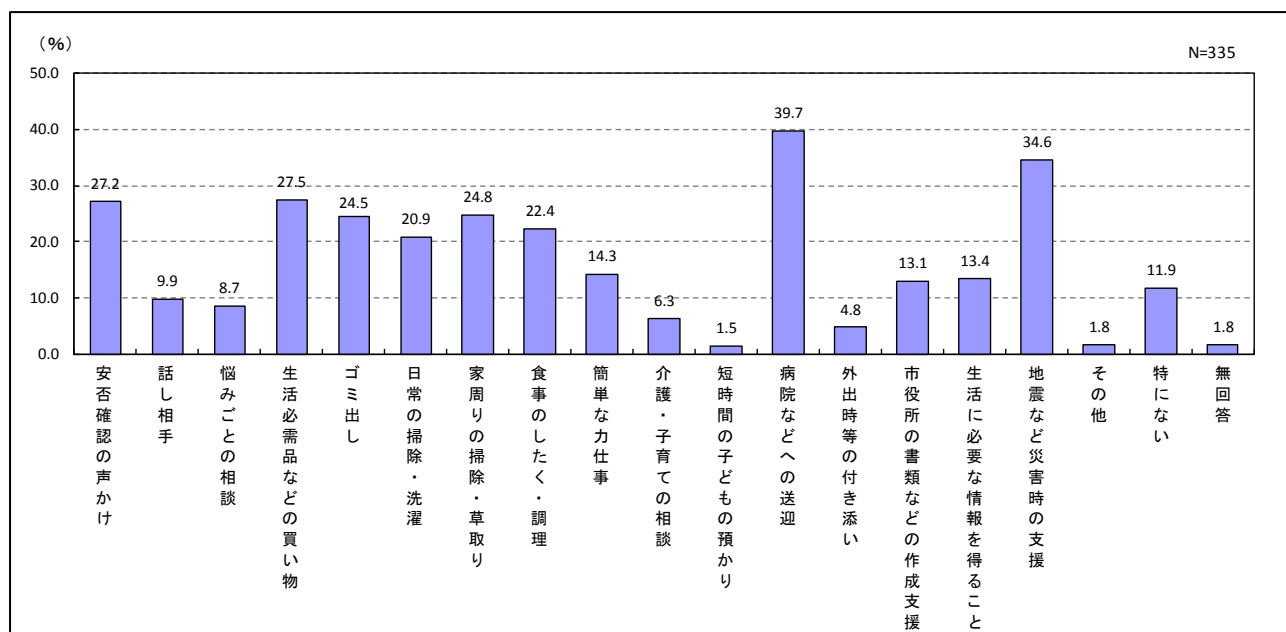
現在手助けをしてほしいことは、「地震など災害時の支援」が27.9%、「安否確認の声かけ」が15.0%の順となっています。また、今後行ってみたい地域活動は、「安否確認の声かけ」が31.4%、「地震など災害時の支援」が28.3%となっています。このように、困りごとのニーズに対して、地域活動の意向が上回っており、十分対応が可能であると考えられます。また、将来的に必要な手助けは、病院等への送迎が最も多くなっており、潜在的なニーズとして捉える必要があります。

こうした、地区社協のヒアリングでの課題やアンケート結果を踏まえて、地区社協への支援体制の強化や今後の地域の特色に合った事業の検討を進めていく必要があります。

図：地域でしてほしい手助けと自分でできる手助け（5つまで回答可）



図：将来高齢や病気等日常生活が不自由になった時、地域での必要な手助け（５つまで回答可）



施策の方向性

●地区社協の地域での周知・参加促進

地区社協では、それぞれ地区の実情に合った事業を展開していく意向がありますが、ボランティア等の協力者が減少していることが課題となっているため、市社協の広報誌等で活動内容の周知を広く行い、新規参加者の増加につなげます。

●住民ボランティア等担い手養成への支援

地域の支え合い活動を行うには、住民ボランティア等担い手が必要であり、担い手の養成、フォローアップ等必要な支援を行います。

●地区社協の組織化と支援

地域による支え合いが活性化するように、地区社協の運営を支援します。

地区社協に対するヒアリングで要望が多かった空き家の情報提供等、拠点づくりへの支援を行っていきます。

また、市社協では、それらの地区社協への情報の提供、地区福祉活動計画の策定・実施・評価の一連の作業への支援、地区社協相互の連絡調整、諸活動に必要な支援等を行います。

地域による支え合いが機能するよう 10 地区の地区社協に対して、市社協を通じ補助金の支給など活動の拡充への支援を行います。

2-2 生活困窮者の自立支援の充実

現状と課題

平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度が始まりました。生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至らないまでも、働きたくても働けない、住むところがない等様々な困難の中で生活に困窮している人に対して、包括的な生活支援を行うものです。

本市では、制度の開始を受けて、生活や仕事に困っている人に対して就労支援や住居確保支援、家計相談支援を行う「くらしサポートセンター」を市役所内に開設し、相談支援業務を行っています。

くらしサポートセンターの活動を通して明らかになったことは、家庭内での生活問題が複合化していることが多く、福祉や介護をはじめ、暮らしに関係する部署との連携強化が課題となっています。また高齢化に伴い、数年後に生活保護の必要な人が潜在的に多くなると思われる地域があり、介護保険の生活支援と連携し体制づくりを進めていく必要があります。

引きこもりの人等支援が必要な人が自ら来所されないケースがあり、窓口につなぐ支援が課題となります。そのきっかけづくりのためにも、くらしサポートセンターが経済的な不安、暮らしの不安等の相談に応じていることを市民に周知し、まずは認知度を向上させる必要があります。

アンケートの結果では、今後本市が取り組む福祉に関する施策として、優先して充実すべきことの中で、「生活困窮者に対する専門的な相談支援の充実」は13.3%となっており、約1割の人が優先すべき施策として挙げています。また、くらしサポートセンターの認知度は、約3割となっています。

今後の利用意向としてくらしサポートセンターを利用したいと考えている人は約1割あり、年代別では60歳代以上の人が多いものの、若年層からの利用意向もみられることから、相談機会を増加させる必要があります。

生活困窮の課題は、大人の問題にとどまらず、子どもの貧困にも大きく関係しており、学習支援や子ども食堂等の支援を通じて、貧困の連鎖の防止と世帯の再生を促すことが重要となります。

施策の方向性

●生活困窮者への相談・自立支援

くらしサポートセンターでは、経済的な不安、暮らしの不安等の相談を広く受け付けて、その人に合った就労支援、住宅の確保等支援内容を検討し、継続的に社会的経済的な自立に向けて支援していきます。また、相談が必要にも関わらず、相談に来られない人については、積極的なアウトリーチにより、困窮状態を発見し、相談につなげていきます。

●地域住民との連携

生活困窮者は、地域から孤立していることが多く、地域住民相互の支え合いが重要です。地域住民が生活困窮者から相談を受けた場合、専門機関の支援につなげられるよう地域住民・ボランティア等に対して、くらしサポートセンター等の相談機関の周知を行っています。

●子どもの貧困対策（孤立防止）の推進

生活困窮者の問題は、大人だけでなく子どもにも大きな影響を与えます。本市では、学習支援や子ども食堂、市社協によるフードバンク事業等地域の支援を得ながら、子どもの居場所づくりやこころのケア等子どもの孤立防止対策を推進していきます。

●庁内関係各課・専門機関との連携強化

生活困窮者対策は、関係課、専門機関の連携が重要となります。そのため、庁内の連携強化はもとより、市社協、ハローワーク等専門機関との連携を強化し、円滑な支援に繋がります。

2-3 権利擁護の推進

現状と課題

本市の権利擁護の事業としては、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」の利用支援を行ってきました。「日常生活自立支援事業」は、認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者等のうち判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助等を行う事業で、市社協を窓口として実施しています。現在、認知症高齢者の増加等により、利用も増加傾向にあるため、支援の必要な人がサービスを利用できるようにさらに周知を図る必要があります。

「成年後見制度」は、認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者等のうち判断能力が十分でない人に対する財産管理や本人の契約の代理や補助する者を選任する制度です。今後は、親族の扶養意識の低下や家族関係の希薄化、認知症高齢者の増加を受けて、支援の必要な人が増加すると考えられるため、制度の更なる周知と制度の利用促進をバックアップする仕組みづくりが必要となってきました。

施策の方向性

●日常生活自立支援事業の推進

判断能力が十分でない人等に対するサービスの適切な利用の支援、相談・福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスを行うため、市社協が実施している日常生活自立支援事業を推進します。近年、認知症高齢者の増加と家族関係の希薄化により、事業を利用する人の増加が予想されるため、さらにPRを行い、利用の促進を図ります。

●成年後見制度の普及促進

認知症高齢者の増加と家族関係の希薄化等により、事業を利用する人の増加が予想されるため、住民へのPRと相談業務の充実、関係機関との連携強化により、利用の促進を図ります。また、弁護士会、司法書士会等と連携し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくり（成年後見制度に関する一連の手続きの支援、後見人養成（市民後見人）及び活動のバックアップ等）を推進します。

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた計画の策定の検討を行います。

2-4 地域福祉の担い手づくりの推進

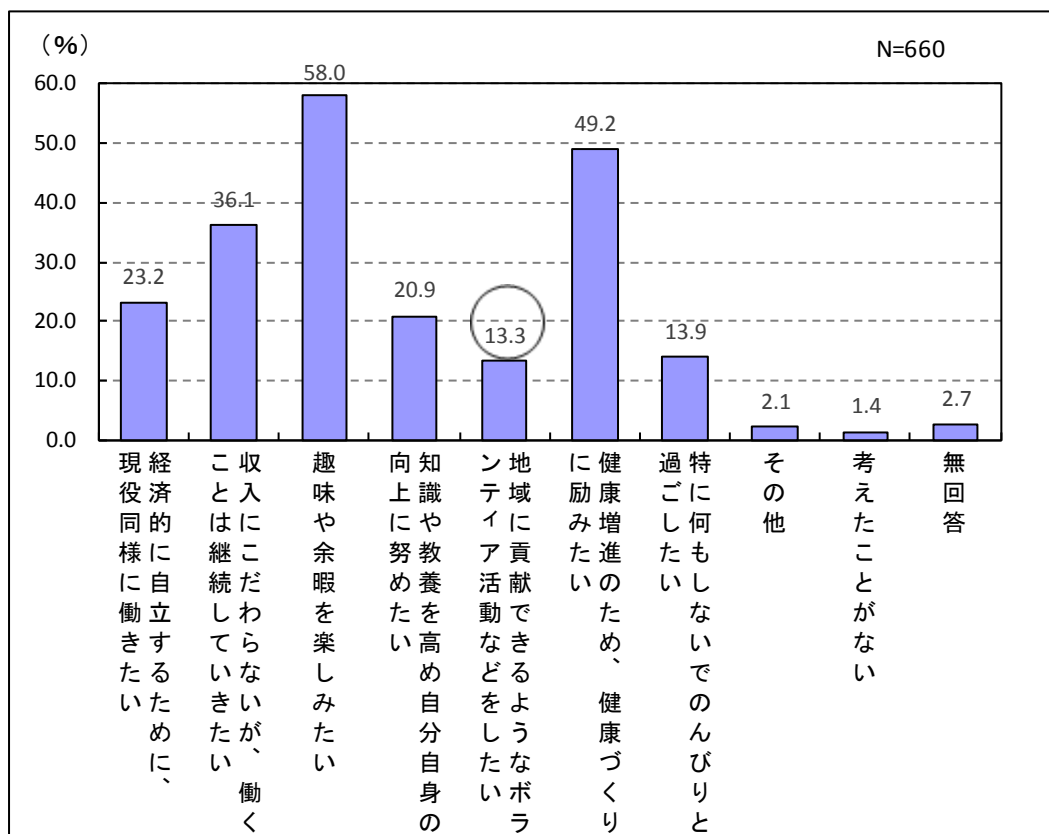
現状と課題

地域福祉を推進するためには、自らが、自分の問題（我が事）として促え、その解決に取り組むことが必要です。また、これからは「受け手」「支え手」に関わらず、自分のできることを行うということが重要であり、支援を受ける高齢者でも、ある時は地域福祉の担い手になるといった、互いに支え合い、助け合える地域づくりが課題となります。

定年退職後の高齢期の過ごし方について、アンケート結果では、趣味や余暇を楽しむ、健康づくり等の意見が多くありました。また、地域に貢献できるようなボランティア活動をしたいという割合が13.3%あることがわかりました。

このように地域貢献の意向がある人が地域の担い手となるべく、今後も地域福祉のまちづくりへの参加を呼びかけていく必要があります。また、現在は“趣味や余暇を楽しみたいと考えている人”をどのように地域福祉活動に関心を持っていただけるかが重要な課題となります。

図：定年退職後の高齢期の主な過ごし方（3つまで回答可）



施策の方向性

●地域福祉の担い手づくりの推進

地域福祉について、市の広報誌やパンフレット等による啓発や、ホームページ等による情報提供を行うとともに、「まちづくり講座」、「地域デビュー講座」等の開催により、住民参画の機会を提供し、地域福祉の担い手づくりを進めていきます。

一方、「海津っ子議会」等、子どもの頃からまちづくりに参画できる機会を提供することにより、まちへの関心・愛着を深める取り組みを推進します。

●民生委員・児童委員等への支援、研修会、講習会の充実

住民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、住民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、日々の民生委員活動に対する支援、研修会、講習会を充実させ、地域への積極的な関わりを推進します。

●福祉推進委員の活動支援

地域の福祉ボランティアとして活動する福祉推進委員について、市社協と連携しながら、活動充実のため必要な支援を行います。

●ボランティアの人材育成の推進（再掲）

ボランティア講座の受講修了者が、市の各種福祉事業等へ参加できるよう、市社協と連携し、活躍の場をフォローアップします。

また、市社協と連携し、ボランティアのニーズを把握し、研修の充実を図り、ボランティアのスキルアップの支援や活動の核となるリーダーの育成を図ります。

●地区社協の組織化と支援（再掲）

地域による支え合いが活性化するように、地区社協の運営を支援します。

地区社協に対するヒアリングで要望の多かった空き家の情報提供等、拠点づくりへの支援を行っていきます。

また、市社協では、それらの地区社協への情報の提供、地区福祉活動計画の策定・実施・評価の一連の作業への支援、地区社協相互の連絡調整、諸活動に必要な支援等を行います。

地域による支え合いが機能するよう 10 地区の地区社協に対して、市社協を通じ補助金の支給など活動の拡充への支援を行います。

●NPO法人との連携

本市では、特定非営利活動法人（NPO法人）が有償の在宅福祉サービス（家事援助、介護、コミュニケーション・安否確認、外出支援、子育て支援）等を提供しています。今後も地域福祉の担い手として、事業の展開を支援していきます。

2-5 生きがいくりと交流の推進

現状と課題

地域における人と人とのつながりが薄れる中で、生きがいくりや交流活動は、高齢者や障がいのある人に限らず、すべての人にとっても重要なものとなります。

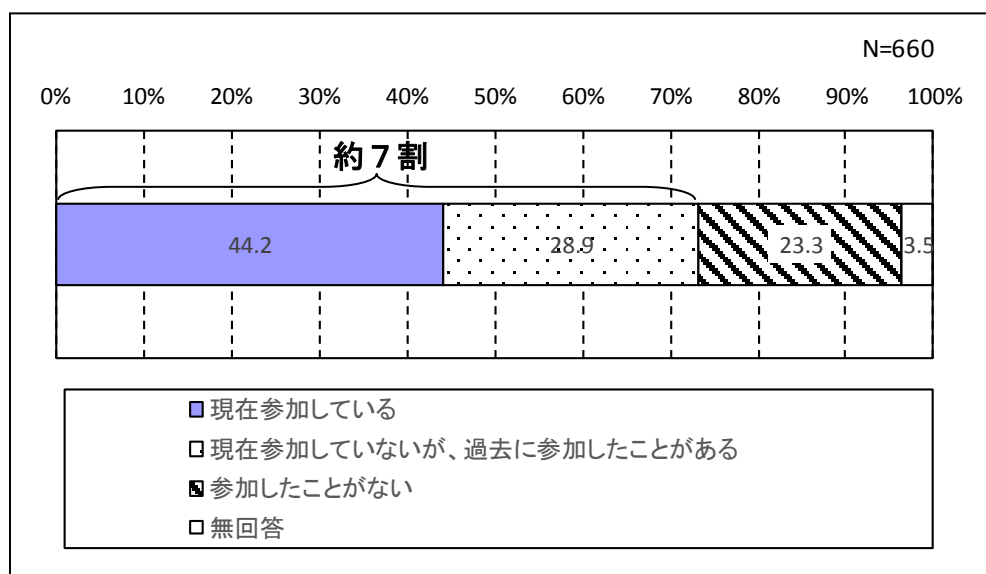
アンケートの結果からは、これまで地域活動に参加したことがある人は約7割、主な活動内容については、「区・自治会の活動（65.1%）」「スポーツ団体・サークル等の活動（26.4%）」「老人クラブの活動（19.9%）」等が多くなっています。「地区社協の活動」と答えた人も15.4%みられました。

また、現在活動していない人の理由では、「役回りが終わった」「時間がない」「勤務等の都合で機会がない」等が多くなっています。一方で、「参加方法がわからない」と回答した人も約1割未満ですがみられることから、今後は、市の広報誌やホームページ、SNS等で地域活動への参加方法を周知する等、住民参加の促進を図る必要があります。地域の交流の場所として、地区社協の拠点の活用が考えられます。

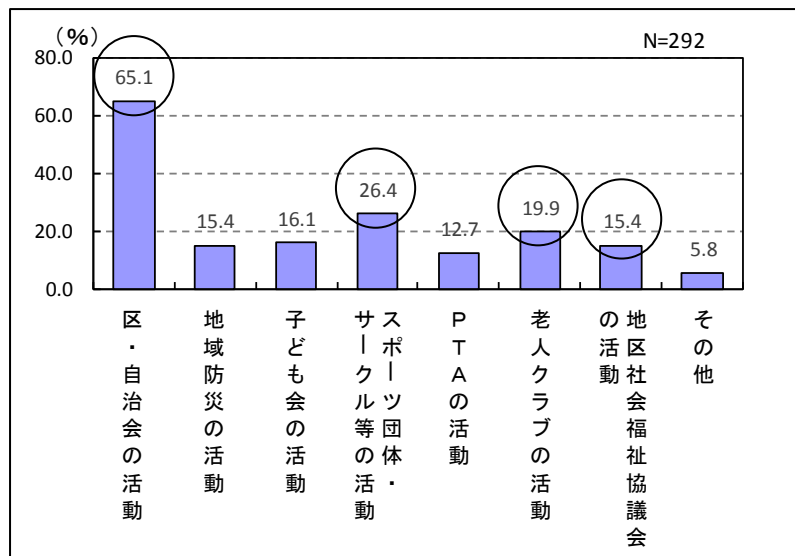
アンケートの結果からは、近所づきあいの程度については、「顔が合えば立ち話をする程度」が40.0%と最も多く、次いで「顔が合えば挨拶する程度」（37.7%）が続いており、地域とのつながりや交流が薄れつつあることがうかがえます。また、この傾向は、前回のアンケート結果と変わりません。

地域に住む人同士がお互いの顔がわかり、声かけやあいさつができるような関係を築くことは、地域の力となり、その力が地域の様々な問題や課題を解決する糸口となります。そのため、住民一人ひとりが声かけやあいさつ等の日常的なところから交流を実践し、誰もが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に積極的に参加できるよう働きかけていく必要があります。

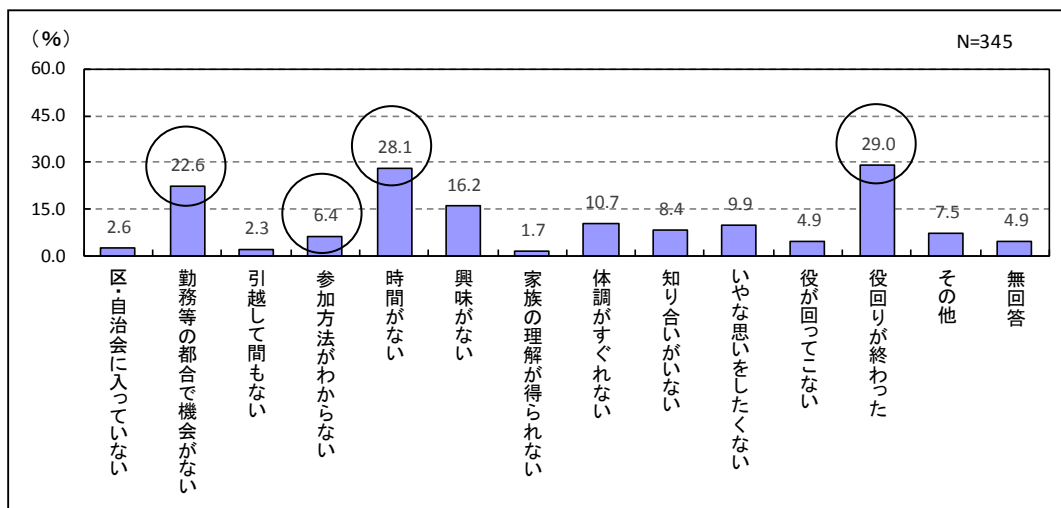
図：地域活動への参加状況



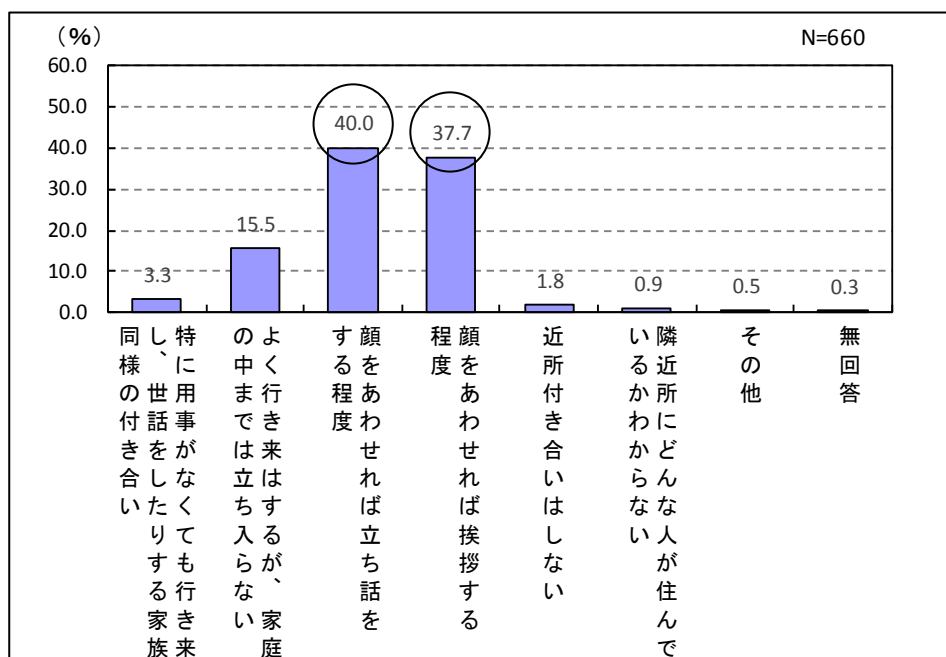
図：主な活動内容（あてはまるものすべて回答可）



図：活動していない理由（3つまで回答可）



図：近所付き合いの程度



施策の方向性

●住民自身の日常的な取り組みの推進

地域では、住民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、住民同士の声かけやあいさつをはじめとして、より多くの自治会で近隣助け合いネットワーク事業が実施できるよう支援します。

●高齢者や障がいのある人等の社会参加の促進

社会参加により、地域のひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の親子等孤立しやすい人の孤独感の解消や生きがいづくりにつながる取り組み、また積極的に参加できる居場所づくりを推進します。

また、高齢者が、シルバー人材センターを活用する等知識や経験を活かして地域で活躍できるよう支援していきます。

●世代間交流の促進

地域のあらゆる人々の交流は、高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりに、子どもにとっては社会性や協調性を養うことにつながるため、高齢者の知恵や技能を活かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動等世代間交流を促進します。

●地域行事の活用による住民交流の促進

地区社協の行事や、自治会等昔からある行事等への参加を促進し、地域での交流、ふれあいの場づくりを促進します。

●老人クラブ活動への支援

本市の老人クラブは、近年、クラブ数、会員数ともに減少しています。

老人クラブは、健康・友愛・奉仕の目標を掲げ、会員相互の親睦や高齢者が自ら得た知識・経験・技術を活かした社会貢献等を行う団体として、地域福祉の担い手としての役割がますます期待されます。そのために、魅力を感じる老人クラブを目指して、会員の創意工夫による自主活動や魅力ある企画の実践を支援していきます。

●既存資源の活用による地域拠点づくり

地域の社会福祉施設・体育施設・社会教育施設をはじめ、地域の様々な資源（集会所、空き家、空き店舗、空き教室等）を活用して、情報交換や歓談、サロン活動等、誰もが気軽に交流できる拠点づくりを進めます。

●多様な学習機会の確保

学習する意欲のある住民に対し、ニーズに応じた学習の機会や情報を提供するとともに、各種テーマを設けて推進していきます。

3. 地域での「安心」

3-1 相談体制の充実

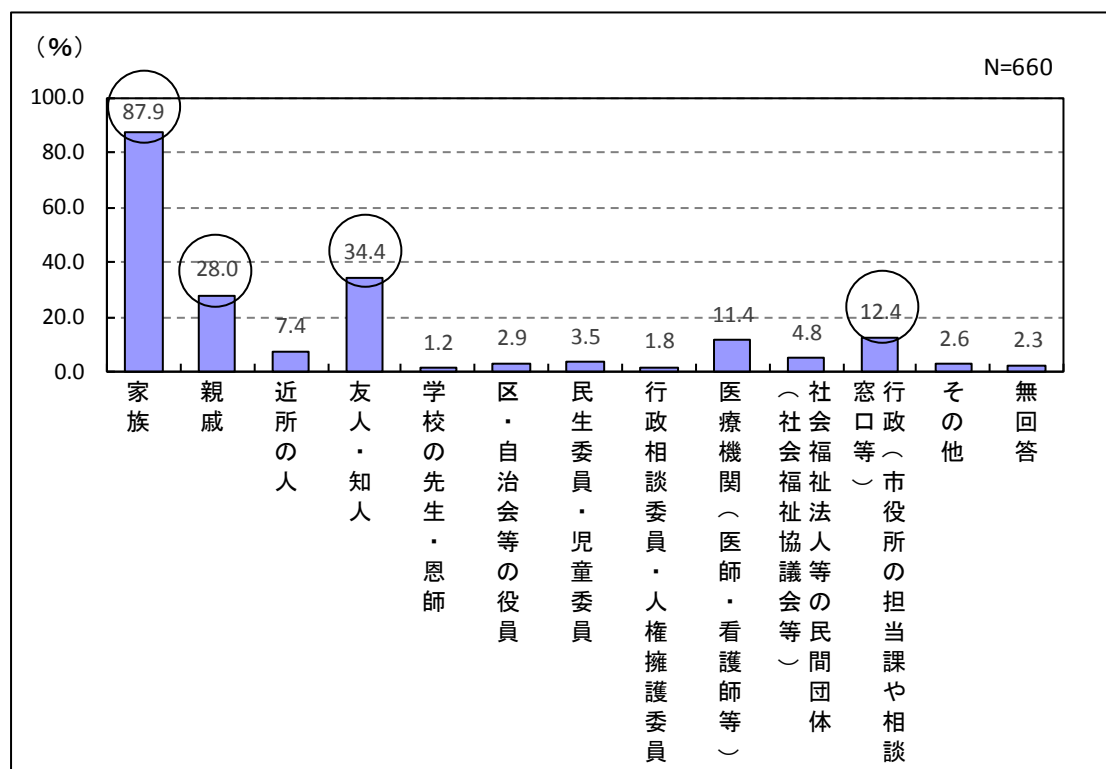
現状と課題

本市では、高齢者に対しては「地域包括支援センター」、「在宅介護支援センター」、障がいのある人に対しては「障がい者相談支援事業所」、子育て世帯に対しては「子育て支援センター」「発達支援センター」、生活の困りごとに対しては「くらしサポートセンター」等が、相談窓口となって対応しています。

アンケート結果では、困った時の相談相手として、「家族」「知人・友人」「親戚」等身近な人に相談している一方で、「行政」等の公的機関は12.4%と低くなっています。今は必要がなくても、福祉サービス等の相談をしたいと思った時に相談ができる体制があるということを広く周知していくことが重要となります。

こうしたアンケート結果をふまえ、今後は、市民に対し、各機関での相談窓口の周知に努めるとともに、民生委員・児童委員をはじめ、福祉推進委員、各種関係団体、NPO法人、ボランティア等と連携を図りながら、誰もが地域で気軽に相談できるよう、身近な相談窓口や、専門的な相談支援機関等、総合的な相談支援体制の整備・充実に努める必要があります。

図：困った時の相談相手（あてはまるものすべて回答可）



施策の方向性

●身近な相談体制の推進

相談窓口が身近にあることにより、問題の早期発見ができ、多くの問題解決が図られます。地域住民の見守り活動や民生委員・児童委員、福祉推進委員等による訪問活動のほか、訪問機会のある事業者等による見守り活動の充実、市保健師による訪問活動の充実等、地域における身近な相談活動を活性化させ、連携を強化し、いつでも誰でも気軽に相談できる相談体制づくりをプライバシーに配慮しつつ推進します。

◆市の主な福祉相談事業

①市社協による総合相談（委託）

法律相談、心配ごと相談、結婚相談、巡回相談、なんでも相談（常設）

②生活困窮に関する相談（委託）

2 地域での「共生」 2-2 生活困窮者の自立支援の充実 【参照】

③高齢者に関する相談

地域包括支援センター、在宅介護支援センター等における総合相談

④発達支援に関する相談（直営）

発達支援センターくるみにおける発達相談

⑤悩みごと相談（直営）

精神科医師による心の病気や心の健康に関する相談

●総合的な相談支援体制づくり

相談内容によっては、地域の身近な相談窓口では対応できないことや、緊急の対応が必要な場合等に、専門機関につなぎ支援することが必要です。そこで、地域包括支援センター、市社協等と地域の身近な相談窓口とが連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。

個別ケースについて、地域包括支援センター、医療機関、市社協等、多機関・多職種でケア会議を実施し、個別課題を解決するとともに、地域課題の発見や資源開発等につなげていきます。

●相談員の人材育成

相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、相談員の研修を充実し、スキルアップに努めます。

また、相談内容の多様化に合わせて、総合的に相談を受けることができる人材の発掘・育成を行います。

3-2 暮らしを支えるサービスの充実

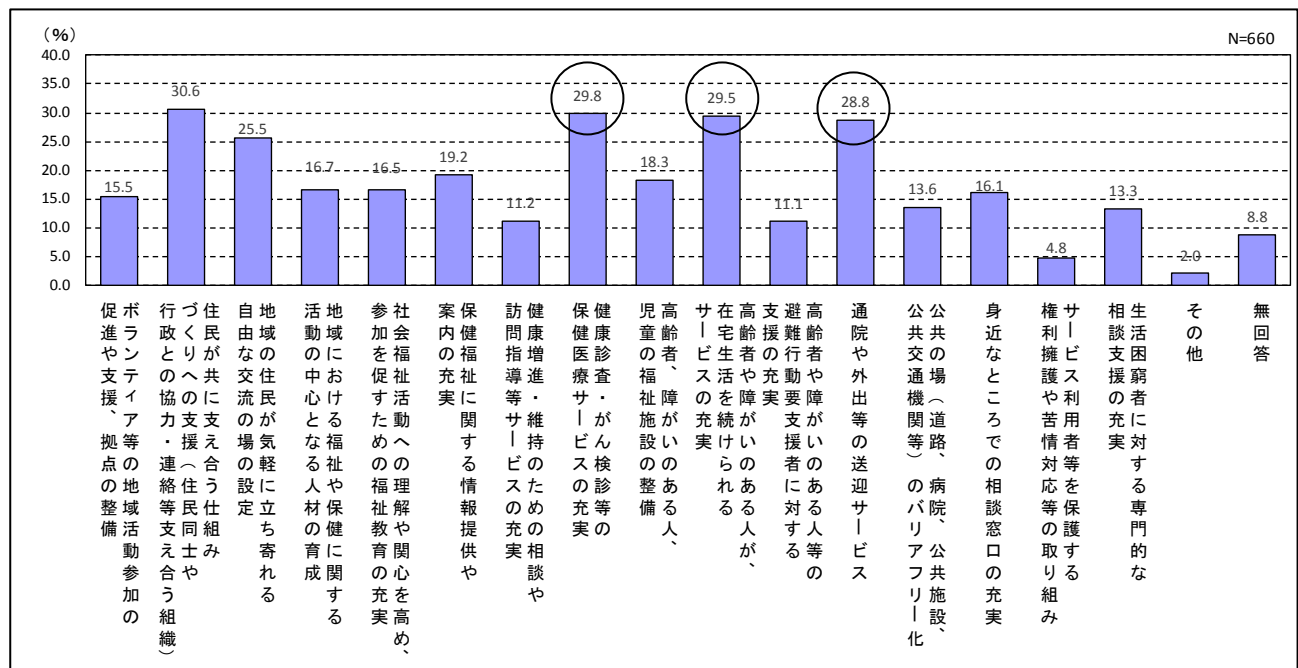
現状と課題

本市では、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者や障がいのある人、児童等に対する様々な保健・福祉制度の充実に努めています。

アンケートの結果では、市が取り組む施策として優先して充実すべき施策としては、「健康診査・がん検診等の保健医療サービスの充実」「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられるサービスの充実」「通院や外出等の送迎サービス」を約3割の人が支持しており、保健、医療、介護、福祉、生活支援といった毎日の安心につながる総合的な支援体制を希望していることがうかがえます。

今後は、保健・医療・介護・福祉・生活支援等のサービスを住民の状態に合わせた提供ができるように、サービス提供事業者や医療機関、行政機関等が連携を深め、暮らしを支えるサービスの充実に図っていくことが求められます。

図：市が優先して充実すべき施策（5つまで回答可）



施策の方向性

●在宅福祉サービスの充実

本市の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の各施策により、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの推進を図っていきます。

●地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターを中心として、医療、介護事業者、市社協、地区社協、自治会等による地域包括ケア推進のための連携体制を整備・充実します。また、認知症対策や在宅医療・介護連携を強化し、地域資源をネットワーク化することで、面的な支援体制の整備を推進します。

●安心して利用できる地域医療体制の確立

高齢化、生活習慣病の増加等により、医療需要はますます増加、多様化することが予想されます。そのため、今後も海津市医師会病院を地域医療の中核として病診連携を図り、一次医療（診療所）、二次医療（病院）、三次医療（高次医療）の連携強化、医療機関と保健・介護・福祉分野との連携強化を図り、地域医療体制の確立に努めます。

夜間や休日の救急医療は、現在実施している海津市医師会病院の夜間救急体制や海津市医師会を中心とした休日救急体制の充実を図り、関係機関との適切な連携体制の強化に努めます。

また、小児医療体制の充実は、西濃圏域市町で実施している小児夜間診療体制について引き続き関係機関と連携していきます。

●医療機関における相談体制の充実

高齢者や障がいのある人、子どもを持つ親等、すべての人が利用しやすい医療機関における相談窓口の充実を図ります。

医療機関との連携により、住民がより相談しやすい体制づくりを進めます。

●医療情報の周知徹底

市の広報誌、ホームページ、メール配信、くらしのカレンダー等において、救急医療に関する情報を提供し、高齢者、障がいのある人、子ども等すべての人々が個々の病状に応じた適切な医療が受けられるよう、関係機関との連携を密にし、情報提供の充実を図ります。

●主体的な健康づくり活動への支援

関係機関との連携を深め、住民の健康づくりに対する意識を高めるとともに、「かいづ健康づくりプラン」に基づき、住民一人ひとりの健康づくり活動への支援を図ります。

●疾病の予防、早期発見の推進

健康診査や各種がん検診等の充実と利用促進、受診率の向上を図り、疾病の早期発見に努めるとともに、壮年期（30歳代）を中心に生活習慣病予防の重要性の周知に努めます。

●健康づくり推進事業の充実

健康づくり推進のため、健康展等において健康に関する最新の情報を提供することで、今の自分を知り、健康づくりに関心をもち、主体的に取り組んでいくきっかけづくりに努めます。

健康教室等を通じ継続的な運動の効果を啓発し、ウォーキング等の日常生活の中で継続できる運動を勧めます。

●食育支援事業の推進

子どもの成長段階に応じた食に対する正しい生活習慣を確立し、乳幼児期から思春期の生活習慣病を予防するために、食生活改善推進員とともに親子食育教室等「食の学習」の充実を図ります。

また、高齢者に対しても、より参加しやすい教室を開催する等、関係各課との連携を図ります。

●身近な地域における健康づくりの推進

市民プール、温泉等地域の既存施設を活用し、住民が自ら健康づくりを実践できるよう支援します。また、食生活改善推進員への研修を実施し、食に関する健康づくり活動の推進に努めます。

●地域で気軽に参加できるサービスの充実

高齢者や障がいのある人が気軽に集えるサロン活動や、子育て支援センターにおける子育て親子の交流の場の提供、「健康づくり教室」「介護予防教室」等、地域において気軽に参加できるサービスの充実を図ります。

●事業者の情報公開の促進

福祉サービスの向上には、行政はもちろん事業者の意識向上や透明性の高い経営姿勢が重要となります。そのため、サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及・促進を図ります。

3-3 生活環境の整備充実

現状と課題

高齢者や障がいのある人等は、道路や公共施設を利用する際に、一般の人では何でもないと思われる場所でも、利用するのに不便を感じたり、利用ができなかったりする場合があります。高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまちは、すべての人にとっても暮らしやすいまちでもあるため、これからのまちづくりは、公共交通機関、道路、公共施設、住宅等のあらゆる生活環境において、すべての人が利用しやすい「ユニバーサルデザイン」に配慮したまちづくりを推進していく必要があります。

高齢者や障がいのある人が日常生活を充実したものにするためには、公共交通の整備はもちろんのこと、福祉有償サービス等による地域の交通手段の確保を図る等、誰もが安心して外出することのできる環境づくりに努める必要があります。

施策の方向性

●公共交通機関の充実

養老鉄道や路線バスは、沿線自治体と連携し、運営の支援を行うとともに、高齢者や学生等自家用車利用が困難な住民の交通手段となる公共交通機関の確保に努めます。

また、コミュニティバスやデマンド交通を運行し、利用状況や住民ニーズを勘案し、利便性の高い公共交通を目指します。

●福祉有償サービス等による移動手段の確保

高齢者や障がいのある人が、気軽に社会参加でき、様々な交流を深めることができるよう、福祉有償サービス等による地域の交通手段の確保を一層推進します。

●既存施設のバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)や「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づいて、公共施設や道路、公園、交通機関等を重点的に、障がい者用トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置、歩道の段差や急勾配の解消、点字ブロック整備等を進めます。また、民間等の施設のバリアフリー化を推進します。

●ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり

今後、新たに設置する施設等については、高齢者や障がいのある人のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れて整備します。

●安全な道路交通環境の整備

高齢者や障がいのある人、子ども等が安全で安心して生活していけるように、危険個所の把握と整備を行い、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。

●交通安全教育の推進

交通事故の防止を図るため、認定こども園、学校及び地域において交通安全教室の開催を促進するとともに、企業や関係機関と連携してドライバーの交通マナーの徹底を図ります。

また、近年、高齢者ドライバーによる事故が多発しており、運転免許証の自主返納について周知していきます。

3-4 防災・防犯の推進

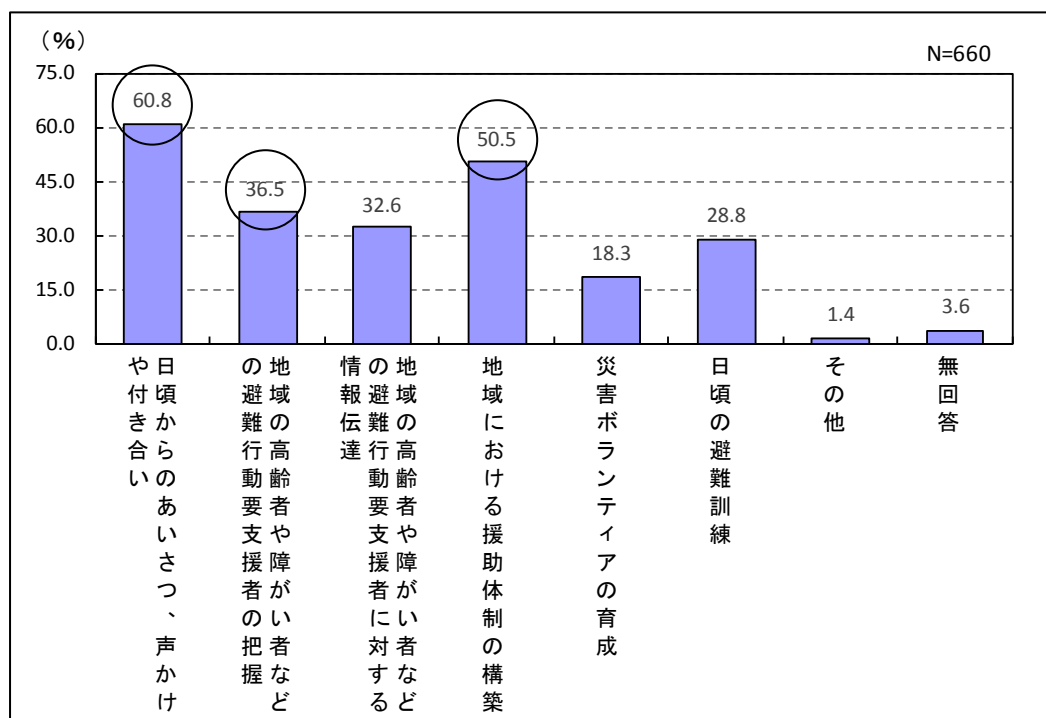
現状と課題

南海トラフ地震等が懸念される中で、災害時の支え合いの意識を高め、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、自ら避難することが困難な在宅の要配慮者に対しての支援体制づくりが課題となっています。

アンケートの結果からは、災害時に支え合いを行うことで必要なこととして、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」「地域における援助体制の構築」「地域の高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の把握」の順となっています。このように地域での日頃からのあいさつや声かけ等のコミュニケーションが重要であるという意向がうかがえます。

また、防犯の課題としては、高齢者や障がいのある人を狙った特殊詐欺の被害が多くなっており、平成29年9月末現在、岐阜県内における被害金額は1億8,599万円、155件となっています。犯罪から身を守るためには、一人ひとりの防犯意識を高めることはもちろんのこと、地域が連携して防犯体制の強化に取り組む必要があります。

図：災害時に支え合いを行うことで必要なこと（3つまで回答可）



施策の方向性

●自主防災組織の育成・支援

地域での防災体制の充実を図るため、防災リーダーや自主防災組織の育成を積極的に進め、防災訓練、防災点検等の活動を支援し、地域防災力の向上に努めます。

消防団と水防団が一元化され、消防団に対する地域住民の安全・安心に対する期待がますます高まっており、その期待に応えるよう消防団組織の充実を図ります。

●防災ネットワークの構築

災害時における緊急連絡体制を整備するため、関係機関・団体等と連携し、防災ネットワークを構築します。また、地域においてはプライバシーに配慮しつつ避難に支援を要する人の把握に一層努めます。

●住民の防災意識の高揚

「海津市地域防災計画」や「ハザードマップ」の周知活用に努めます。講習会の実施やパンフレットの作成により、防災意識を啓発します。また、災害時における避難場所等の周知に努めます。

地域における災害発生時の対応マニュアル作成を促進します。建築物等耐震化促進事業補助により、建築物の耐震化を進めます。

「自助」「互助」という考え方を進めていくためにはそれぞれの地域におけるリーダーを養成していく必要があるため、自主防災リーダー研修会を継続して実施していきます。災害時には子どもから高齢者までが助け合える防災意識の高揚に努めます。

●避難行動要支援者制度の充実

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、自ら避難することが困難な在宅の要配慮者に対しては、民生委員・児童委員をはじめ、区・自治会長、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）、近隣住民などが連携して、日頃から見守りや声かけを行い、災害時やその恐れがある時に、適切に避難誘導などを行うことで、地域内で安心安全に暮らせるように努めます。

・要配慮者情報の共有について

把握した要配慮者の情報については、避難支援等関係者が地域の実情に合わせて共有を図り、役割分担を決めるなど、緊急時における迅速かつ的確な要配慮者支援を図ります。

・日常的な見守りと連絡体制について

避難支援等関係者が日常的な協力関係をつくり、平常時においても要配慮者を見守る体制をつくります。また、一人ひとりの要配慮者に対して、具体的な避難支援計画を策定するとともに、緊急時の避難・安否確認が確実に実施できる連携体制をつくります。

●防災拠点の整備

災害対策の拠点施設となる公共施設等の耐震化に努めるとともに、防災備蓄物資を計画的に配備します。また、防災行政無線、ホームページ、メール配信、ケーブルテレビ等、様々な手段により住民への情報提供に努めるとともに、今後、様々な機会を通じ、各家庭が災害時にすぐに役立つ備えの必要性を呼びかけていきます。

●地域防犯対策の推進

防犯に関する住民一人ひとりの意識を高めるため、市の広報誌やホームページに加え、緊急時等におけるメール配信により、住民に注意を促すとともに、関係 NPO 法人等との協力体制を強化します。

高齢者等を狙う悪質商法や特殊詐欺事件、子どもを巻き込む事件等を防ぐため、犯罪抑止、防止活動の啓発や相談活動の充実に努めるとともに、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行う等、地域での安全活動の充実に図り、地域の関係団体・関係機関との連携による防犯活動を展開します。

●子どもの見守り等地域における防犯パトロール組織の整備

地域における犯罪を地域住民で防ぐために、行政、関係団体が連携をとり、地区社協などの地域住民による子どもの見守り等を含む防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。

3-5 地域の連携・協力体制の構築

現状と課題

本市の地域での連携や協力体制の活動として、市社協の「近隣助け合いネットワーク」活動があります。これは、近隣に住んでいるひとり暮らし高齢者、寝たきりや認知症の高齢者を抱える家族、高齢者世帯等、様々な不安や不自由を抱えながら生活している人が、地域の中で安心して暮らせることを願い、誰でも無理なくできる程度の援助活動やふれあいを通して、日常生活を見守り、協力し合い助け合っていこうとする近隣の人たちによる活動のための組織となっています。こうした活動に全市的に参加を呼び掛け、地域での思いやりと支え合いのまちづくりを進めていく必要があります。

また、地域で活動している市内のあらゆる団体や組織との協力関係をつくることが重要です。市内の団体・組織として区・自治会、民生委員・児童委員、市社協、地区社協、福祉推進委員、母子保健推進員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団員、ボランティア団体、サービス提供事業者、地元企業等が力を合わせて、日常生活の中で協力し、地域で支え合うことのできるネットワークの構築を目指していく必要があります。

施策の方向性

●市社協との連携強化

地域へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、市社協を地域福祉推進の中心的な組織として位置づけ、事業運営等に対する支援等を行ってきました。引き続き、実施事業をさらに充実させていくように市社協を支援し、連携を強化していきます。

重点項目として、市社協から地区社協に対する運営のバックアップ体制を強化し、地区社協をPRし、認知度を向上させていきます。また、地域課題解決に向けて取り組めるよう組織力を向上させていきます。

●民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員、福祉推進委員をはじめ、老人クラブ、母子保健推進員、赤十字奉仕団、更生保護女性会等の団体は、地域福祉推進の担い手であることから、住民とともに活動するリーダーとして、それぞれの特性や役割を活かして、主体的な活動が展開されるようネットワークの構築を図ります。

●団体・事業者等との連携推進

地域の各種団体や住民グループ等が自主的に取り組む福祉活動を支援し、その充実を図るとともに、NPO法人や民間の事業所等の協力も得ながら、各組織が連携して福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

●地域の見守りネットワークづくり

身近な地域でSOSを出している人を早期に発見し、問題を解決していくために、民生委員・児童委員、福祉推進委員、区・自治会、市社協、ボランティア、NPO法人、福祉施設、病院・診療所、郵便局、新聞販売店等の団体や、最も身近な隣近所等による近隣助け合いネットワークづくりに努めていきます。

●虐待防止ネットワークの確立

高齢者や障がいのある人、子ども等への虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し虐待の早期発見・防止に取り組みます。虐待が発生した場合、虐待を受けた方への迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を組織的に行います。また、保護者や介護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、リフレッシュのための事業の充実や相談等により支援していきます。

■第6章 計画の推進体制

地域福祉は、地域住民、地区社協、区・自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、老人クラブ、赤十字奉仕団員、ボランティア団体及びNPO法人等各種団体の「地域」、市役所等の「行政」、市社協や事業者等の「関係機関」の連携・協力によって成り立っています。

また、地域福祉を推進するためには、それらの人、組織、団体がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して体制整備に取り組んでいきます。

（１）地域住民の役割

これからは、住民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。今後は、地域課題を「我が事」として捉え、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参加したりすることが求められています。

（２）福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが必要です。また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスの提供や住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画が求められています。

（３）市社協と地区社協の役割

市社協は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体であり、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。「地区社協」は、各校区の特徴を活かした、住民による身近な地域福祉活動を目指し、取り組みが求められています。

（４）本市の役割

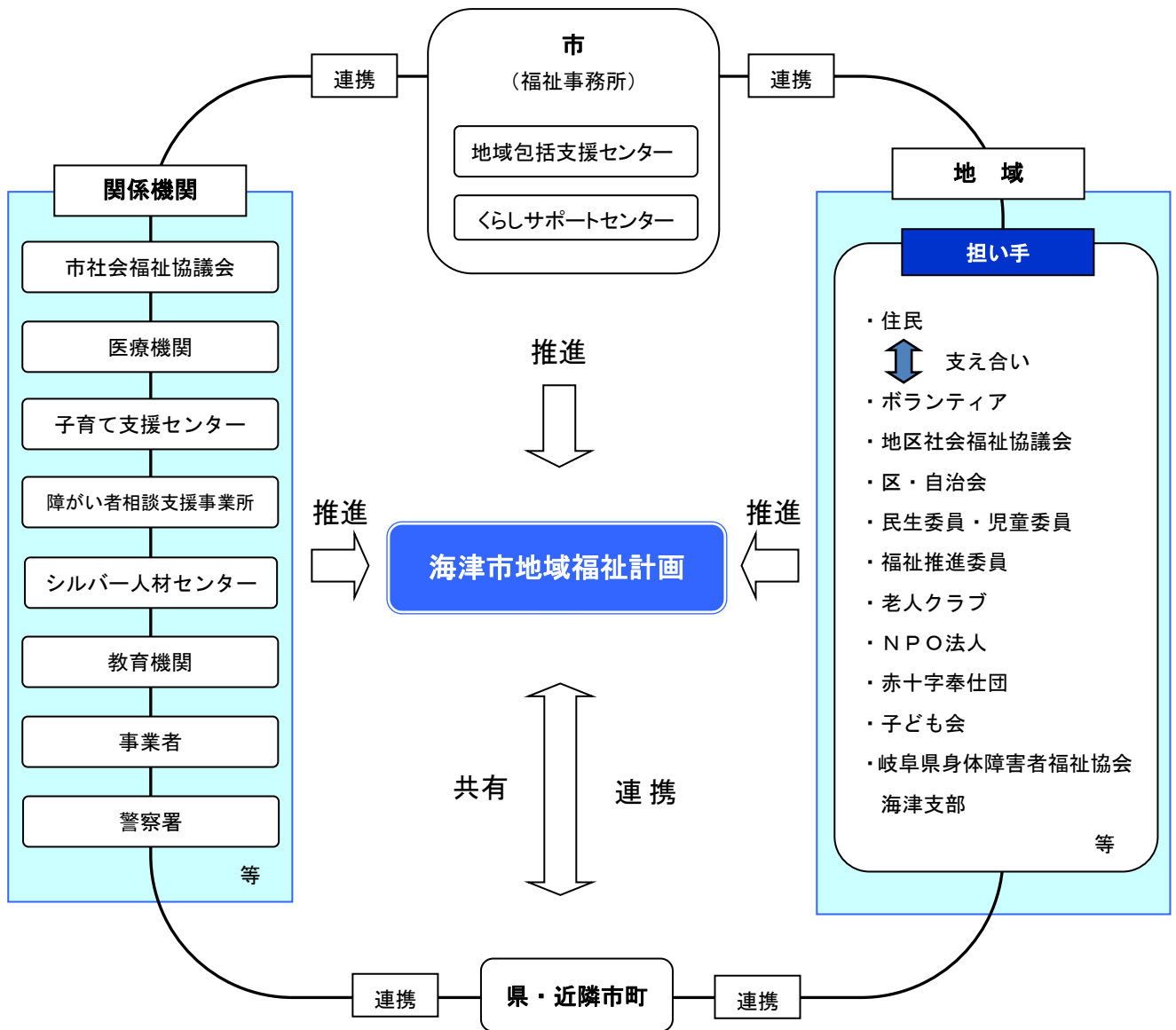
本市は住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、庁内及び関係機関・団体などと「丸ごと」の連携・協力を図り、住民の福祉ニーズの把握と施策の充実に努めます。

（５）国・県・近隣市町との連携

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。

また、地域福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

■海津市地域福祉計画推進体制イメージ図



■資料編

1. 海津市地域福祉計画策定の経過

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成29年 5月31日	第1回ワーキンググループ 会議	地域福祉計画の概要説明 アンケート調査内容の検討
6月 8日	第1回検討委員会	
6月20日	第1回策定委員会	
7月20日 ～8月 7日	アンケート調査実施	無作為抽出した18歳以上の市 民 2,000 人を対象
8月21日 ～9月 6日	ヒアリング調査実施	地区社協10地区を含む地域で 活動する団体・組織等15団体 から対面でヒアリング
10月26日	第2回策定委員会	アンケート調査結果について ヒアリング調査結果等について 骨子案等について
12月 8日 ～12月14日	検討委員及びワーキンググ ループ委員より意見聴取	地域福祉計画素案の検討
12月25日	第3回策定委員会	
平成30年 1月18日 ～2月16日	パブリックコメントの実施	計画案に対する意見募集
2月23日	第4回策定委員会	パブリックコメントの結果につ いて 計画案について
3月 1日	市長答申	

【諮問・答申】

社第1859号
平成29年12月25日

海津市地域福祉計画策定委員会
委員長 宮脇 信幸 様

海津市長 松 永 清 彦

第3期海津市地域福祉計画の策定について（諮問）

社会福祉法の規定により第3期海津市地域福祉計画を策定したいので、海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例第2条に基づき貴委員会の意見を求めます。

平成30年3月1日

海津市長 松 永 清 彦 様

海津市地域福祉計画策定委員会
委員長 宮 脇 信 幸

第3期海津市地域福祉計画について（答申）

平成29年12月25日付け社第1859号で諮問のありました「第3期海津市地域福祉計画」につきまして、当委員会において慎重に審議いたしました結果、別冊のとおり定めることが適当と認め、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、基本理念の「支え合い、共に生きるまち かいづ」を踏まえ、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が一丸となって、地域福祉の推進に取り組まれるよう要望します。

2. 地域福祉計画策定のための各種委員会設置条例等

(1) 海津市地域福祉計画等に関わる計画策定委員会条例

平成 17 年 3 月 28 日

条例第 90 号

改正 平成 27 年 6 月 22 日条例第 25 号

(設置)

第 1 条 海津市福祉計画等の策定及び改正にあたり、必要事項等の調査、審議を行うため、次条の各計画ごとに、各計画策定委員会(以下「各委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 各委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査、審議を行い、市へ提言する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の見直しに関すること。
- (3) 障害者計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める計画に関すること。

(組織)

第 3 条 各委員会は、別表に掲げるもののうちから、市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、各委員会 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 各委員会ごとに委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 各委員長は、会務を総理し、各委員会を代表する。

3 各副委員長は、各委員長を補佐し、各委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 各委員会は、各委員長が招集し会議の議長となる。

2 各委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 各会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 各委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第 8 条 各委員会の庶務は、主管課において行う。

(秘密の保持)

第 9 条 各委員会の委員は、職務上知り得た事項を他にもらしてはならない。

(補則)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 22 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

	代表者	関係計画
1	住民団体関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
2	市議会議員	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
3	学識経験者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
4	保健医療関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
5	福祉関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
6	行政機関関係者	地域福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
7	学校教育関係者	地域福祉計画
8	介護経験者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画
9	ボランティア関係者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画
10	その他市長が必要と認める者	介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障害者計画

(2) 海津市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 28 日

訓令甲第 18 号

改正 平成 19 年 3 月 23 日訓令甲第 3 号

平成 22 年 3 月 23 日訓令甲第 3 号

平成 26 年 3 月 17 日訓令甲第 5 号

平成 29 年 5 月 9 日訓令甲第 10 号

(設置)

第 1 条 海津市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及びその推進をするため、海津市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進における関係部局課の総合調整に関すること。
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、別表第 1 に定める職にある者及び委員長が指名する者をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、検討委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。

3 検討委員会は委員長及び委員をもって組織する。

(会議)

第 4 条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見又は説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 5 条 検討委員会に、海津市地域福祉計画検討委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

2 ワーキンググループは、別表第 2 に定める課等の者で、当該所属長に推薦された係長級の者及び委員長が指名する者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、計画の策定上必要な資料の収集、調査研究を行い検討委員会に報告するものとする。

4 ワーキンググループは、社会福祉課長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第 6 条 検討委員会、ワーキンググループの事務局は、社会福祉課に置く。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令甲第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日訓令甲第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日訓令甲第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月9日訓令甲第10号)

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

健康福祉部長 保険医療課長 社会福祉課長 高齢介護課長 地域包括支援センター長 健康課長 サンリバー松風苑施設長 サンリバーはつらつ事務長 市民活動推進課長 危機管理課長 学校教育課長 こども課長 社会教育課長 海津市社会福祉協議会

別表第2(第5条関係)

社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康課 サンリバーはつらつ在宅介護支援センター 市民活動推進課 危機管理課 学校教育課 こども課 社会教育課 社会福祉法人海津市社会福祉協議会 くらしサポートセンター

(3) 海津市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成 21 年 1 月 10 日

告示第 2 号

改正 平成 22 年 3 月 23 日告示第 26 号

平成 26 年 3 月 17 日告示第 20 号

平成 27 年 3 月 20 日告示第 30 号

平成 28 年 5 月 20 日告示第 74 号

(設置)

第 1 条 本市における総合的な地域福祉の推進を図るための計画(以下「海津市地域福祉計画」という。)の円滑な実施及び進行管理をするため、海津市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 海津市地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (2) 海津市地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に定めるものの他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、10 人をもって組織する。

2 委員は、別表第 1 に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(報償費)

第 4 条 委員が委員会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費の額は、委員の出席に応じ、予算の範囲内において別に定める。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、健康福祉部長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が必要があると認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(実行委員会)

第8条 委員会に、海津市地域福祉計画の推進状況を評価する実行委員会を置く。

2 実行委員会は、別表第2に定める課等の者で、かつ、関係する部課長の承諾を受け、健康福祉部長が指名する者をもって充てる。

3 実行委員会は、社会福祉課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第9条 委員会及び実行委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この告示は、平成21年1月10日から施行する。

附 則(平成22年3月23日告示第26号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日告示第20号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日告示第30号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月20日告示第74号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

住民団体関係者 市議会議員 学識経験者 福祉関係者 行政機関関係者 ボランティア関係者 学校教育関係者 その他市長が必要と認める者
--

別表第2(第5条関係)

保険医療課 社会福祉課 高齢介護課 危機管理課 こども課 健康課 サンリバーはつらつ 市民活動推進課 社会福祉法人 海津市社会福祉協議会
--

3. 地域福祉計画策定のための各種委員会委員名簿

(1) 海津市地域福祉計画策定委員

(敬称略)

区 分	氏 名	所属団体・役職名	任 期
①住民団体関係者 3名	宮脇 信幸	海津市自治連合会 会長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	森 廣美	海津市老人クラブ連合会 会長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	石原 義雄	海津市シルバー人材センター 事務局長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
②市議会議員 1名	浅井 まゆみ	海津市議会 文教福祉委員会 委員長	H29. 6. 1～H29. 10. 4
	川瀬 厚美	〃	H29. 10. 5～H30. 3. 31
③学識経験者 1名	桑原 富茂	海津市社会福祉協議会 会長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
④保健医療関係者 2名	寺倉 俊勝	海津市医師会 代表	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	水谷 俊宏	海津市歯科医師会 理事	H29. 6. 1～H30. 3. 31
⑤福祉関係者 9名	平田 奈己	海津市保育協会 会長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	近藤 喜登	海津市民生委員児童委員協議会 会長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	伊藤 千代子	NPO 法人「まごの手クラブ」 理事長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	平野 ひとみ	海津市ケアサービス向上連絡会 会長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	下田 博暉	海津市ボランティア連絡協議会 会長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	上平 昭夫	海津市福祉推進委員会 委員長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	古川 光子	海津市赤十字奉仕団 委員長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	伊藤 清江	海津市子ども会育成連絡協議会 会長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
	石川 敬一郎	岐阜県身体障害者福祉協会海津市支部 支部長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
⑥行政機関関係者 1名	山田 渉	海津警察署 生活安全課 課長	H29. 6. 1～H30. 3. 31
⑦学校教育関係者 1名	森 圭子	海津市教育委員会 教育長職務代理者	H29. 6. 1～H30. 3. 31

(2) 海津市地域福祉計画検討委員会委員

所 属	職 名	氏 名
健康福祉部	部長	近藤 敏弘
保険医療課	課長	古川 和典
社会福祉課	課長	安立 文浩
高齢介護課	課長	日比 幸紀
地域包括支援センター	センター長	田中 喜代美
健康課	課長	高木 千春
サンリバー松風苑	施設長	三宅 正美
サンリバーはつらつ	事務長	近藤 正人
市民活動推進課	課長	大橋 隆幸
危機管理課	課長	白木 法久
学校教育課	課長	日比 光治
こども課	課長	高木 みち代
社会教育課	課長	大倉 光好
海津市社会福祉協議会	事務局長	渡邊 良光

(ワーキンググループ)

所 属	職 名	氏 名
高齢介護課	課長補佐	水谷 淳
地域包括支援センター	課長補佐	寺村 恵美子
健康課	係長	堀田 美奈
サンリバーはつらつ在宅介護支援センター	センター長	田中 弘子
市民活動推進課	係長	長谷川 淳
危機管理課	係長	森 祐子
学校教育課	課長補佐	伊藤 淳子
こども課	課長補佐	中島 浩子
社会教育課	係長	大倉 弘道
海津市社会福祉協議会	係長	藤谷 公
くらしサポートセンター	センター長	岡崎 勝彦
社会福祉課	課長補佐	渡辺 昌代

第3期海津市地域福祉計画

発行年月：平成30年3月

発 行：海津市

編 集：健康福祉部社会福祉課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515

電 話：0584-53-1139（直通）

F A X：0584-53-1569

E-mail：shakaifukushi@city.kaizu.lg.jp